

## ～ 外国法令紹介 ～

### ラオス改正刑事訴訟法の概要

元ラオス法律人材育成強化プロジェクト長期専門家  
(現大阪地方検察庁検事)  
伊 藤 浩 之

#### 1. はじめに

小職は、2011年7月から2014年7月まで、ラオス人民民主共和国に JICA 法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）の長期専門家として派遣された。

同プロジェクトでは、法・司法分野の人材育成能力強化を目標とし、民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の3つの基本法分野について、それぞれサブワーキンググループ（SWG）を構成し、目標達成のために、ラオス法の研究、モデル教材開発、普及等の活動を実施した<sup>1</sup>。

刑事訴訟法については、プロジェクト開始当初は、2004年改正の刑事訴訟法に基づいて活動を行っていたが、プロジェクト期間内の2012年に改正が行われた<sup>2</sup>。

小職は、このプロジェクトにおいて、SWGメンバーとともにラオス刑事訴訟法を研究する貴重な機会を得たため、長期専門家活動の締めくくりとして、その概要をまとめた次第である。また、刑事訴訟法 SWG のアドバイザーグループとして、名城大学法学部・大学院法学研究科加藤克佳教授、同志社大学大学院司法研究科洲見光男教授、弁護士宮家俊治先生にも御参加いただき、多くの示唆をいただいた。

なお、本稿において条文を引用することがあるが、法令名等が明記されていない場合には、2012年に改正された刑事訴訟法（以下「2012年刑事訴訟法」という。）を指す。

#### 2. ラオス刑事訴訟法の沿革と刑事手続の概略

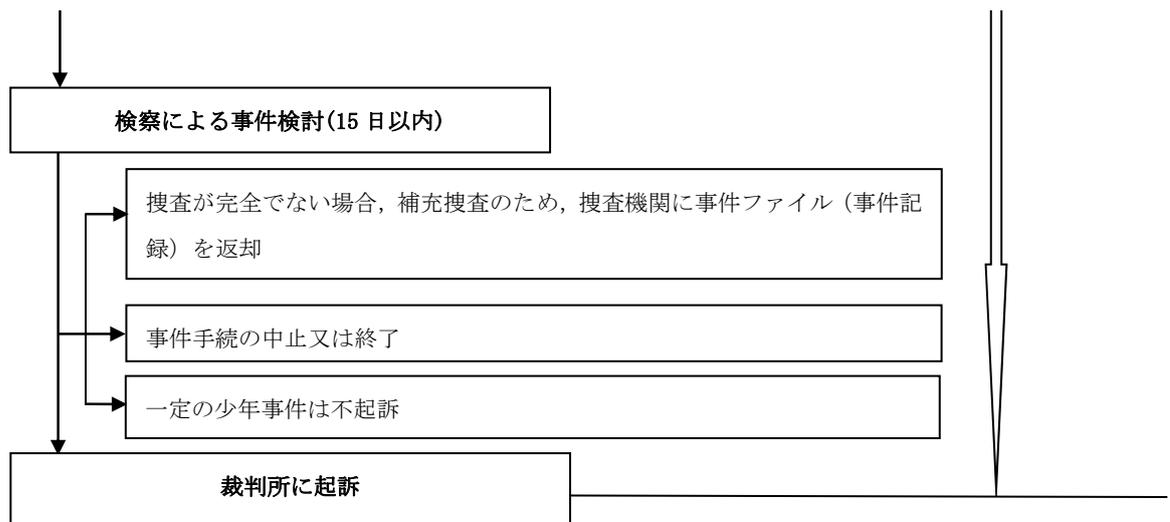
ラオスにおける刑事訴訟法令については、1975年に現在の人民革命党体制になった

---

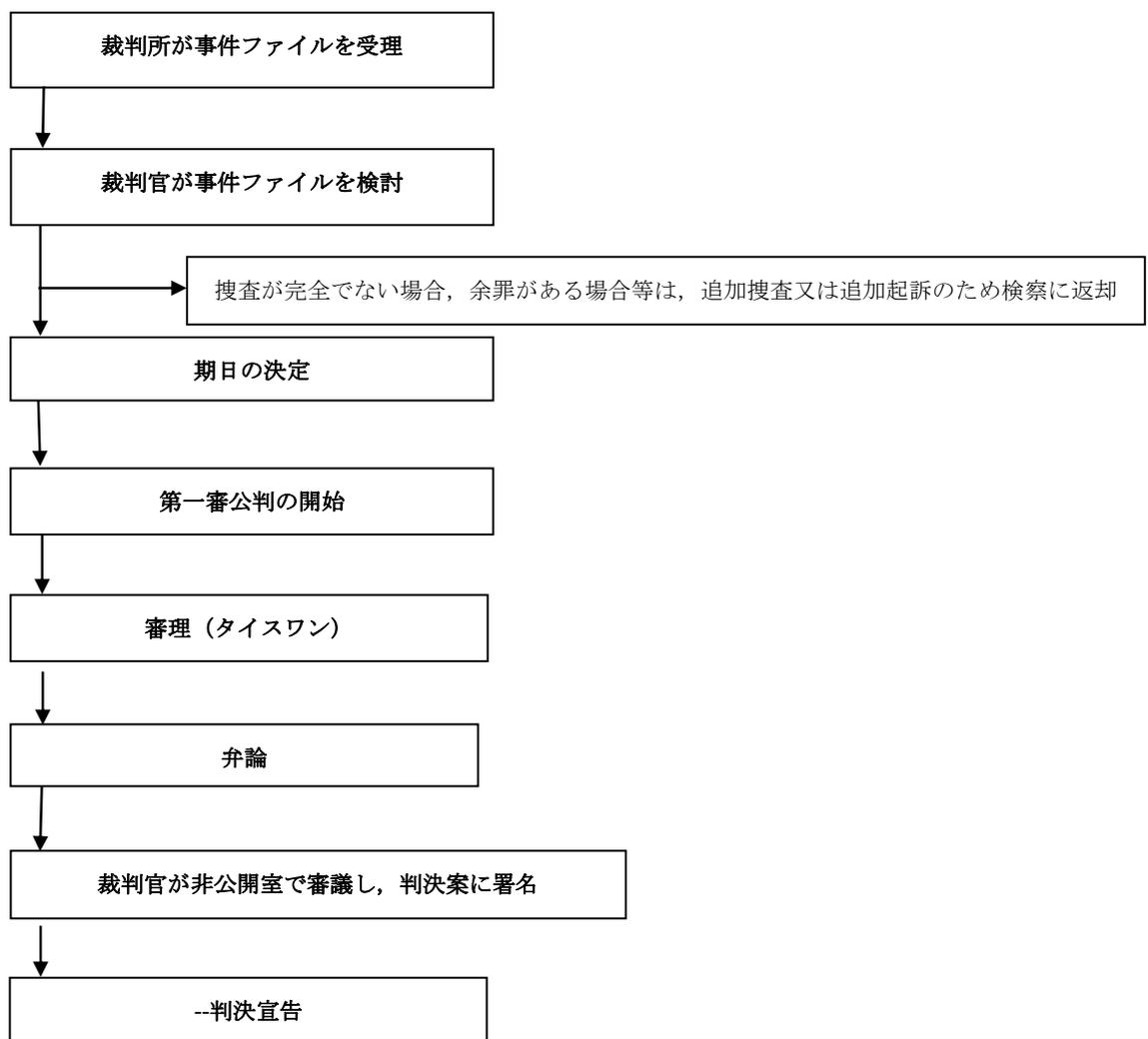
<sup>1</sup> カウンターパート機関は、最高人民検察院、最高人民裁判所、司法省及びラオス国立大学の4機関。なお、2012年8月より、民法典起草もプロジェクトのコンポーネントに加わった。プロジェクトの詳細は、ICD NEWS 44号、47号、49～51号、53号、55～58号等を御覧頂きたい。

<sup>2</sup> 国会承認は、2012年7月。国家主席令による公布、施行は同年8月1日付けであるが、実際に公にされたのは11月頃であった。





検察は、裁判所に送る前の平日3日以内に、被疑者又は弁護人に起訴状を告知し、署名をもらう。署名しない場合はその旨記録する。



### 3. ラオス刑事訴訟法の特徴

#### (1) 基本構造

訴訟の基本構造は、いわゆる職権主義である。捜査機関が捜査をした結果は事件ファイル（事件記録）にまとめられ、検察に送られる。検察が起訴すれば、かかる事件ファイル、いわゆる一件記録が証拠品と共に裁判所に送られるため、日本のような起訴状一本主義ではない。しかも、裁判所が事件ファイルを検討し、重要な証拠の欠如、あるいは、被告人の余罪、又は他の共犯者の存在等が認められる場合、裁判所から検察に事件を差し戻すことができる。それらの事情がない場合に公判が開かれる<sup>3</sup>。

ラオスの公判は全て裁判官3名の合議制で行われる（18条）。そして、公判においても、規定上も実務上も、まずは裁判長が被告人に尋問をすることから始まり、検察官や弁護人等からの質問は補充的なものである。そもそも、刑事訴訟法の規定上、刑事訴訟の遂行機関として、捜査機関、検察、裁判所が挙げられている一方（45条）、被疑者、被告人、弁護人は、被害者、証人等と同様、手続参加者と位置付けられており（63条）、訴訟を行う側（主体）と受ける側（客体）という構造がうかがえる。

さらに、特徴的な制度として、ラオス刑事訴訟法では、裁判段階で被告人が死亡した場合でも訴訟は継続する旨の規定がある（6条1項8号）。この規定は、必ずしも職権主義から導かれるものではないが、当事者の一方である被告人が死亡した場合でも、裁判所が真実を発見することを重視して訴訟を継続する規定と考えられ、職権主義に親和性があると考えられる。もっとも、実際には、そういった基本原理を背景として定められたものではなく、むしろこの制度の主たる目的は、損害賠償額の検討、すなわち民事訴訟の部分にあると考えられる<sup>4</sup>。それは、6条1項8号と同様の内容が、「刑事事件における損害賠償額の検討」という条文（16条3項）にも規定されていることに表れている。

#### (2) 基本原則

ラオス刑事訴訟法では、16の基本原則が定められている。国民の権利自由侵害禁止

---

<sup>3</sup> なお、2012年刑事訴訟法においては、裁判所が検察に差し戻したものの、裁判所に提案された補充証拠が集められない場合で、かつ、検察がなお起訴を維持する場合は、裁判所は受理しなければならない旨の規定が設けられた（168条4項）。これは当事者主義的規定と受け取れるが、改正にあたって当事者主義を取り入れるかどうかなどの理論的な面での検討が行われたわけではないと聞いている。

<sup>4</sup> ラオスでは、原則として、損害賠償の検討も刑事訴訟と同時に行われる。なお、被告人が死亡した場合の損害賠償責任の法的構成については必ずしも明らかではない。被告人本人に財産があればそこから支払われるという説明もあるが、相続との関係など明確な法的理論構成はなされていない。

(原則として令状無くして身柄拘束や搜索等をしてはならない旨の原則, 12 条), 法と裁判所の前の平等 (13 条), 防御権の保障 (14 条), 無罪推定の原則 (15 条), 裁判官の独立 (19 条), 公開審理 (21 条) などとともに, 合議による審理 (18 条), 訴訟手続で使用される言語 (20 条) などがある (11 条から 26 条)。

このうち, 無罪推定の原則について若干検討したい。

ラオス刑事訴訟法において, 無罪推定の原則は, 「刑事訴訟において, 犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者及び被告人は無罪とみなされる」と定められている。その意味は必ずしも明確ではないが, 多くの理解として, 確定判決となるまでは, 被告人を犯罪者あるいは受刑者のように扱ってはならない, という意味に理解しているように思われる<sup>5</sup>。142 条 3 項が, 「被勾留者は, 受刑者と分けて, かつ, 無罪と推定されているため, 適切に収容しなければならない。」と規定しているのもこの表れといえる。すなわち, 日本のように, 「疑わしきは被告人の利益に」という意味まで含むとの理解はラオスでは一般的ではなく, また, そのような議論がラオスにおいて深まっているともいえない (なお, SWG メンバーは, モデル教材においてこの点を意識している。)。そもそも, ラオスは職権主義であるため, 検察官が一方当事者として挙証責任を負うという構造ではない。もっとも, 14 条 3 項には, 「被疑者, 被告人は, (略) 無罪を証明する証拠を探すことを強制されない。」との規定があることから, 裁判所や検察といった手続遂行者側が挙証責任を負い, ラオス刑事訴訟法においても, 「疑わしきは被告人の利益に」という原則を取り入れていると考えることは可能と思われるが, そのような議論がされていないことから, 15 条の無罪推定原則の意味は前記のとおり限定的と思われる。実務においても, 実際は被告人側が挙証責任を負わされているようなケース (例えば, 自白の任意性を争う主張をしても, 何らかの証拠を伴った立証ができなければ, 単なる責任逃れの虚偽と認定されやすい傾向があるように思われる。) が懸念される。

### (3) 捜査開始命令

ラオスの捜査手続には, 日本と異なる点がいくつかあるが, その一つが, 「捜査開始命令」制度であり, 「個人が犯罪を行ったことを証明する確実な証拠がある場合, 捜査

---

<sup>5</sup> この点は, 2004 年刑事訴訟法 8 条において無罪推定原則は, 「・・・無罪とみなされ, 適正に待遇されるものとする。」とあったことにもよると思われる。2012 年刑事訴訟法では, この「適正に待遇されるものとする。」が削除されたため, そこに新たな意味を見出すことも可能であるが, かかる変更が行われた理由は明らかではない。

機関の長又は検察の長<sup>6</sup>は、捜査開始命令を発付しなければならない」とされている(84条1項)。その機能は必ずしも明らかではないが、ラオスでは、身柄拘束期間とは別に、捜査期間が定められており、その起算点が捜査開始命令発付時点である。なお、捜査期間は、犯罪の種類により、2か月間、又はより重大な犯罪では、3か月間(それぞれ、最長6か月又は1年まで延長可)とされている。

そのほか、捜査開始命令前と後では被疑者の呼称が変わり、その権利義務も異なる(64条と65条)。また、捜査機関の長による捜査開始命令は、検察の長に送付され、検察の長が同意又は不同意をするとされている。

#### (4) 強制手段の命令発付権者

強制手段として、(暫定的な)「身柄拘束」<sup>7</sup>、逮捕、勾留等があるが、(暫定的な)「身柄拘束」は、捜査機関独自でも可能である一方、逮捕、勾留は、検察の長又は裁判所の命令が必要とされている(なお、勾留延長は検察の長の権限。搜索は、検察の長又は裁判所の命令が必要である。)

捜査に関する命令発付権限の有無一覧

	捜査機関	検察	裁判所
連行	○	○	○
暫定的「身柄拘束」	○	○	
逮捕		○	○
勾留		○	○
保釈		○	○
在宅軟禁	○	○	○
職責停止		○	

このように日本では裁判官の権限とされているものについて、ラオスでは検察と裁判所の双方が権限を持っているというところに、検察と裁判所の役割の共通性を見ることができるように思われる。すなわち、ラオスでは、検察の位置付けが、捜査機関というより<sup>8</sup>、その監督権限を重視しているように思われる(逮捕命令や勾留命令の発付に関して、検察と裁判所を比較した統計はないが、実務上は裁判所ではなく、ほとんど検察の命令によるようである。)

<sup>6</sup> ここにいう「捜査機関の長」、「検察の長」とは、各県、各郡の捜査機関の長、あるいは、各県、各地区の検察院の長などといった、管轄エリア毎の長の意味である。

<sup>7</sup> 捜査機関の長または検察の長の命令による48時間の拘束であり、この48時間の拘束後、捜査開始命令を発付するか、発付せずに釈放するかなどを決する制度。

<sup>8</sup> なお、検察にも捜査権限はあるが、ラオス語で「捜査機関」という場合、通常、その中に検察は含まれていない(46条)。

#### (5) 公訴提起

公訴提起は、検察の長の権限である。そして、日本のような起訴便宜主義は採用されておらず、起訴法定主義である。ただし、一定の犯罪で被害者と和解がある場合や財産的損害が一定額以下の場合には刑事手続が終了するとされているため、起訴されることはない（6条）。

#### (6) 弁護人

ラオスでは、弁護人として、弁護士に加えて、両親、配偶者、子等（これらは特に代理人としての選任を要しない。）、更にそれ以外で代理権を与えられた者といった「保護人」（あるいは後見人）ともいふべき者が弁護人となることが認められている（刑事訴訟法71条、裁判所法3条7号<sup>9</sup>）。弁護士数が登録数で200名程度というラオスでは、未だ弁護士が選任されない事件が多く、これら保護人が認められていると思われるが、やはり弁護士の代わりを務められるわけではない点への懸念があるようである。

保護人と弁護士は、基本的に同様の権限を有するが、法定刑に死刑が規定された犯罪については、弁護士のみが弁護人として選任されるとされている（刑事訴訟法71条3項、4項）。また、被疑者、被告人が18歳未満の子供の場合、障害者の場合、ラオス語を理解しない場合等には、弁護士又は保護人が必要とされており、その選任手続が定められている（71条8項）。

### 4. 2012年刑事訴訟法の主な改正点

#### (1) 証拠に関する規定の増加

2004年刑事訴訟法では、証拠の章の中にわずか3条しかなかった証拠に関する条文が、2012年刑事訴訟法では18条に増えた。新たに設けられた規定には、証拠品の扱いなど日本では証拠品事務規程（大臣訓令）で定められているような規定もあるが、一方で、いわゆる自白法則（36条3項）、違法収集証拠排除法則（42条）といった重要な規定が明文で新たに設けられている<sup>10</sup>。しかし、証拠能力と証明力を必ずしも区別していないラオスにおいては、これらの重要な規定をいかに実務で適用、実現してい

---

<sup>9</sup> 人民裁判所法3条7号では、弁護士のほか、組織代表者、配偶者、両親、保護者、近親者が挙げられている。

<sup>10</sup> 第36条第3項 嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することはできない。

第42条第1項 この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠とならない。  
第2項 刑事事件の証拠とならない情報は、法的効果をもたず、刑事訴訟の基礎として使用することはできない。

くかが今後の課題であろう。

## (2) 被疑者、被告人の権利について

被疑者、被告人の権利についてもいくつかの改正が見られる。ラオスでは、捜査開始命令前の被疑者と捜査開始命令後の被疑者を分けていることは前述したが、2004年刑事訴訟法においては、「捜査開始命令後の被疑者と被告人」の権利義務のみが明記されており、捜査開始命令前の被疑者の権利義務を定める規定はなかった。これに対し、2012年刑事訴訟法では、捜査開始命令前の被疑者についても権利義務を定めた。また、それまで一つの条文に規定されていた捜査開始命令後の被疑者と被告人の権利義務についても、条文を分けて別々に規定し、より明確にした。また、2012年刑事訴訟法では、これら被疑者、被告人が「その権利義務について説明を受ける」ことを権利の一つとして新たに明記している。

また、2004年刑事訴訟法には捜査開始命令後の被疑者及び被告人の義務として、証言（供述）義務が定められていたが、2012年刑事訴訟法ではこの義務が削除された。しかしながら、黙秘権の明文規定までは設けられていない<sup>11</sup>。この点、改正刑事訴訟法の起草委員会においては、黙秘権の規定を設ける意見もあったようであるが、必ずしも捜査機関の捜査能力、証拠収集能力が十分でないラオスの現状において、黙秘権を認めると著しく証拠収集が困難になるとの意見が国会からあり、規定を設けるに至らなかったと聞いている。

## (3) 捜査に関する規定の詳細化

捜査に関する規定においても、捜査開始に関して多くの新たな規定が設けられるなど、全般的に詳細になっている。特に、捜査機関が検察に報告する時間制限や検察の判断のための持ち時間など時間制限に関する規定が増えている。しかし、規定が詳細になったがゆえに複雑になり、規定相互の関係について、曖昧不明確な部分が多く残っている。また、時間制限の遵守については、ラオスでは課題が多い。

## (4) 公判に関する規定

捜査に関する規定同様、公判に関する規定も増加している。すなわち、2004年刑事訴訟法では、第5章「第一審裁判所における訴訟手続」の中にある10条のみで、裁判所の事件受理から判決までを規定していたが、2012年刑事訴訟法では、第一審の章の

---

<sup>11</sup> なお、ラオスは2009年にいわゆる国連人権規約B規約を批准している。

中に、事件受理、公判開始、審理、弁論等7つの節を設けており、条文も160条から210条まで、合計50条に増えている。特に、2004年刑事訴訟法では、公判廷における審理については1条しか規定がなく、その中に、直接・口頭・公開原則から、審理手続、最終陳述まで規定されていたが、条文を分けて規定するようになった。

以上が主な改正点であるが、参考に、2012年刑事訴訟法の構成を以下に示す。

- 第1章 総則
- 第2章 刑事訴訟における基本原則
- 第3章 刑事事件における証拠
- 第4章 刑事訴訟における組織及び参加者
- 第5章 捜査手続
- 第6章 捜査の方法及び強制手段
- 第7章 捜査機関の法律実施の監督監査における検察院の権限義務及び裁判所への起訴
- 第8章 第一審裁判所における訴訟手続
- 第9章 控訴審裁判所における訴訟手続
- 第10章 破棄審裁判所における訴訟手続
- 第11章 裁判の執行
- 第12章 事件の再審
- 第13章 治療措置
- 第14章 刑事訴訟に関する国際協力
- 第15章 最終規定

## 5. 終わりに

2012年刑事訴訟法は、2004年刑事訴訟法に比べればそれなりに手続が詳細に定められたといえる。しかし、まだ曖昧、不明確な部分が多いと言わざるを得ない。条文相互の関係では、矛盾混乱しているところも散見される。また、理想を規定したものの、実際にどのように適用実現するのか、それがラオスの現状に鑑みて可能なのかどうか疑わしい規定もある。立法に際して、こういった実務のイメージが不足しているように感じられる。その意味では、法律と実務の乖離がむしろ拡大した部分もあるのではないかと思われる。

一方で、プロジェクト開始当初は、条文に対して疑問を持つことがほとんど見られなかったSWGのメンバーが、現在では、条文に書いていることの意味を考え、その

ような不明確な点，条文相互の関係が問題になる点等について，問題意識を持つようになった。法律には完璧なものなどなく，それを用いる人が大切であるとはよく言われることであるが，彼ら自身が模範となり，更に後に続く人材を育てることを切に願うとともに，そのような礎となる活動に携わることができたことは私自身の大変な喜びである。改めて御協力頂いた皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

## 6. 参考資料

本論稿で引用した 2012 年刑事訴訟法の仮和訳を参考に添付する。

## 刑事訴訟法（改正）

## 第1章

## 総則

## 第1条（改正） 目的

この法律は、正しく、公正な刑事訴訟手続に関する原則、規則、及び措置を定め、犯罪を排除予防することにより、国家、集団の利益、人民の正当な権利利益を保護するとともに、法律を尊重し、遵守するように人民を指導し、社会的安全及び公共の秩序を維持し、すべての民族が国家の保護及び開発に貢献できる状況を創ることを目的とする。

## 第2条（改正） 刑事訴訟手続

刑事事件とは、ラオス人民民主共和国の刑法又は刑罰を定めたその他の法律により規定されたもので、ラオス人民民主共和国の政治、経済、社会に対して、あるいは、国家、集団、個人の所有権、人民の生命、健康、名誉、権利、自由、国家の治安、社会の秩序に危険を与える作為又は不作為に関する事件である。

②刑事訴訟手続とは、迅速、完全、包括的に犯罪を探求し、犯人に訴訟手続を受けさせ、法律を正しく、公正に適用し、犯人の法に従った処罰、犯人でない者の不処罰を保障するための、捜査機関、検察庁、裁判所その他の参加者による活動をいう。

## 第3条（新） 用語の説明

この法律において使用する用語は、以下のとおりの意味である。

1. 「検察庁」とは、人民検察庁及び軍検察庁のことである。
2. 「裁判所」とは、人民裁判所及び軍裁判所のことである。
3. 「包括的（ホープダーン）」とは、刑事訴訟を行う際に、積極証拠（有罪を示す証拠）と消極証拠（無罪を示す証拠）を探さなければならないことである。
4. 「完全（コプトゥアン）」とは、刑事訴訟を行う際に、4つの犯罪構成要素以外に刑事責任を加重軽減する原因も探さなければならないことである。
5. 「客観的（パーワウイサイ）」とは、刑事訴訟を行う際に、法律と公正に基づき、作り上げられたものではなく、真実からなる情報証拠に基づかなければならないことである。
6. 「人民（ポンラムワン）」とは、ラオス人、無国籍者、永住者及び外国人である。
7. 「拘束場所（留置施設）（サターンティーガックトゥア）」とは、捜査開始命令発付前の被疑者（＝「プートゥクソンサイ」。以下、「被疑者（プートゥクソンサイ）」とする。＊訳者注）が、法で定められた期間内に拘束されている場所である。
8. 「勾留場所（拘置所）（サターンティーガックカン）」とは、判決確定前の刑事手続期間において、捜査開始命令発付後の被疑者（＝「プートゥクハー」。以下、「被疑者（プートゥクハー）」とする。＊訳者注）が拘束されている場所である。

9. 「矯正センター（スーンダッサング）」とは、軽い犯罪を行った者に対して、研修教育、矯正教育を行う場所である。
10. 「矯正施設（カーイダッサング）」とは、裁判所の確定判決に従い、受刑者の刑罰を執行する場所である。
11. 「プートゥクソンサイ」とは、犯罪を行った者と疑われるものの、まだ捜査開始命令がない者である。
12. 「プートゥクハー」とは、捜査開始命令により手続の対象となる者である。
13. 「被告人」とは、裁判所に起訴された者である。
14. 「犯人（犯罪者）」とは、裁判所によって有罪判決を下された者である。
15. 「受刑者」とは、裁判所に有罪判決を下された後収容されている者である。
16. 「十分な証拠」とは、有罪を示す、犯罪を確認できる決定的な証拠である。
17. 「ラクターンプクマツ（ト）（積極証拠）」とは、被疑者（プートゥクハー）又は被告人が犯罪を行ったことを示す証拠である。
18. 「ラクターンケーマツ（ト）（消極証拠）」とは、被疑者（プートゥクハー）又は被告人が犯罪を行っていないことを示す証拠である。
19. 「検証（ガーンサンナスト）」とは、犯罪の情報証拠、痕跡の取調べ、収集、総括である。
20. 「証明」とは、ある目標に対し、それが正しいか正しくないかを確認するために、技術科学、学問（ヴィサカーン）、技巧その他の方法を利用することである。
21. 「裁判（カムトクロン・裁判所の合意）」とは、裁判所の命令、決定、第一審判決、上訴審判決である。
22. 「裁判所の命令（カムサン）」とは、訴訟手続における裁判所の裁判の種類の一つであり、例えば、財物の差押又は処分禁止（アヤット）命令、事件却下命令、逮捕命令等である。
23. 「裁判所の決定（カムシーカーツ（ト））」とは、訴訟手続における裁判所の裁判の種類の一つであり、裁判所、裁判体の権限の決定、事件不受理決定、（第一審）死刑判決に関する決定等である。
24. 「カムタッシン」とは、第一審の判決である。
25. 「カムピパークサー」とは、控訴審又は上告審の判決である。
26. 「確定判決」とは、当事者が控訴、上告を申し立てない、あるいは、検察の長が異議を申し立てない第一審判決又は上訴審判決である。
27. 「検察庁の長の決定（カムトクロン）」とは、異議申立て、異議を申し立てない決定、再審をしない決定、破棄する決定である。
28. 「控訴」とは、当事者又は検察が、第一審判決に納得せず、控訴または異議申立てをすることである。
29. 「上告（破棄申立て）」とは、当事者又は検察が、控訴審判決に納得せず、上告又は異議申立てをすることである。
30. 「行為」とは、作為又は不作為である。

31. 「反論（ト・ニェーン）」とは、事件手続における訴追又は証拠に対する説明である。
32. 「弁論（ト・トエン）」とは、公判における訴追又は証拠に対する説明である。
33. 「軽犯罪/Minor Offense（ラフトート）」とは、法律により、公的批判または罰金の刑が定められた犯罪である。
34. 「Major Offense（トーサーヌトート）」とは、法律により、自由剥奪を伴わない、または、3月以上10年以下の自由剥奪を伴う再教育及び罰金の刑が定められた犯罪である。
35. 「重大な犯罪（カルトート）」とは、法律により5年以上の自由刑から終身刑まで、死刑、及び罰金の刑が定められた犯罪である。

#### 第4条（新）刑事手続に関するポリシー

国家は、刑事訴訟手続が、法律及び社会正義に従い、迅速、透明、適正に行われるように、政策、法律、規則を定め、予算、人員、車両、機材、技術、基礎インフラを供して、刑事訴訟手続のための良い条件を整える。

②国家は、人民が知り、理解し、尊重し、従い、犯罪を除去撲滅するために、法律を普及教育する。

#### 第5条（改正/旧3条）刑事訴訟手続の必要性

この法律86条に規定する事由がある場合、捜査機関又は検察庁の長は、法律に従って裁判所に起訴し、審理判決を行なうために、犯罪と犯人を探求する狙いとして、捜査開始命令を発出し、捜査を行い、法律に定められた強制手段を用いなければならない。

#### 第6条（改正/旧4条）刑事事件手続を終了させる事由

刑事事件手続を終了させる事由は以下のとおり：

1. 刑事犯罪（事件）の不存在
2. 犯罪構成要件の欠如
3. 刑事告訴における時効期間の満了<sup>1</sup>
4. 恩赦の付与
5. 社会に重大な危険でない犯罪について、刑法の定めに従い、被害者と被疑者（プートックハー）との間で調停合意がある
6. 刑法が定めるところに従い、被害者の告訴を必要とする場合に、被害者の告訴がない、又は被害者が告訴を取り消すとき
7. 財産的損害が、刑法が定める額より低い犯罪のとき
8. 犯人の死亡。但し、裁判所における訴訟手続中に死亡した場合を除く
9. 同一事件について却下命令又は裁判所の確定判決がある

---

<sup>1</sup> 告訴期間（告訴権の消滅）の意味とのラオス側の説明。

②社会的に危険な行動をした 15 歳未満の少年（子供）については、少年の権利利益保護法、刑法その他の関連法律に従う。

### 第 7 条（新）保護

刑事訴訟手続において、組織及び刑事事件担当者個人は、法令に従い、生命、健康、自由、名誉、共有、個人、家族の財産に対する復讐、脅威から保護される。

②刑事訴訟手続を行っている組織又は担当者個人に被害を及ぼす強制、脅迫、名誉棄損、誹謗中傷などの個人その他の組織のあらゆる行動は、法律に従い処罰される。

③刑事訴訟手続において、人民の生命、健康、名誉、財産は保護される。

④暴行、拷問、強制、脅迫などの人民に被害を及ぼす、組織及び刑事事件担当者個人のあらゆる行動は法律に従い処罰される。

### 第 8 条（新）法律の適用範囲

この法律は、捜査機関、検察庁、裁判所及びこの法律 63 条に定める刑事訴訟手続参加者に適用される。

### 第 9 条（新）国際協力

国家は、ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約に従い、刑事訴訟に関し協調し、経験・情報・技術を交換共有し、刑事訴訟関係職員の知識能力を向上させるなど、外国、地域、国際社会との協力を促進する。

## 第 2 章

### 刑事訴訟における基本原則

### 第 10 条 （新）刑事訴訟における基本原則

刑事訴訟は、以下の基本原則に従わなければならない。

- ・ 法遵守（法の支配）
- ・ 国民の権利自由侵害の禁止
- ・ 法と裁判所の前における人民の平等
- ・ 防御権の保障
- ・ 無罪推定
- ・ 刑事事件における損害賠償の検討
- ・ 判決の権限
- ・ 合議体による事件検討
- ・ 裁判官の独立性
- ・ 刑事訴訟手続における言語
- ・ 公判公開の原則
- ・ 回避及び忌避
- ・ 同一事件の審理に(2回)参加してはならないこと

- ・ 訴訟手続の包括性、完全性、客観性
- ・ 協調
- ・ 告訴（訴え）の権利保障

### 第 11 条（新）法遵守（法の支配）

刑事手続に関わる権利及び義務を有する組織、担当官、参加者は、法律及び裁判所の確定裁判を厳正に尊重し、執行しなければならない。

### 第 12 条（改正/旧 5 条）国民の権利自由侵害の禁止

捜査機関又は検察庁の長の命令なくして拘束<sup>2</sup>（ガックトゥア）してはならない。

② 犯罪発生場所の検察庁の長又は裁判所の命令なくして、逮捕、勾留（ガッカン）又は建造物の搜索はしてはならない。但し、現行犯または緊急の場合の逮捕、建造物の搜索を除く。

③ 法律に違反する拘束（ガックトゥワ）、逮捕、勾留（ガッカン）の場合、又は、法律で定められた期間を超える、あるいは、裁判所の判決に違反する勾留の場合、検察庁の長は、直ちに釈放命令を出さなければならない。

④ 刑事手続において、被疑者（プートゥクソンサイ）、被疑者（プートゥクハー）、被告人に対する強制、脅迫、暴行、拷問は禁止する。

⑤ 法律に違反して拘束、逮捕、勾留、建造物又は個人の搜索を行う者は、刑事手続の対象となり、刑事責任及び生じた損害賠償の責任を負う。

### 第 13 条（改正/旧 6 条）法と裁判所の前における国民の平等

刑事訴訟手続は、すべての国民が法と裁判所の前において、性別、人種、国籍、民族、社会的経済的地位、言語、教育レベル、職業、信仰、居住地その他に基づく差別なく、平等として行われなければならない。

② 捜査機関、検察庁及び裁判所は、刑事訴訟手続が正しくかつ客観的に行われることを確実にするために、国民、特に、被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）、被告人、被害者、民事原告、民事責任者が、法律に従って権利を行使できる条件を整えなければならない。

### 第 14 条（改正/旧 7 条）防御権の保障

被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）、被告人は、疑われている事件又は訴追されている事件について、自ら、あるいは、法的支援のための弁護士またはその他の保護者により、防御する権利を有する。

② 捜査機関、検察庁及び裁判所は、被疑者（同上）、被告人の正当な権利利益を保護するため、防御の権利を保障しなければならない。

<sup>2</sup> 身柄拘束一般をさすのではなく、138 条に規定する、48 時間拘束を行える手段を指す（以前の訳では「勾留」と翻訳）。

③被疑者（同上）及び被告人は、自らを守るため、反論し、弁論し、証拠を提出する権利を有するとともに、無罪を証明する証拠を捜すことを強制されない。

#### **第 15 条（改正/旧 8 条）無罪推定**

刑事訴訟手続において、犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）及び被告人は、無罪とみなされる。

#### **第 16 条（新）刑事事件における損害賠償額の検討**

刑事事件の損害賠償の検討は、刑事事件の審理（ピッチャラナー）と同時に行わなければならない。

②裁判所が損害額を特定できない場合、例えば、交通事故等でまだ被害者が治療を受けなければならないような場合、裁判所は先に刑事判決を行い、損害賠償は民事で解決する。

③被告人が裁判所における訴訟手続中に死亡した場合、裁判所は、法律に従って、事件の検討を終了まで行う。

#### **第 17 条（改正/旧 9 条）判決の権限**

裁判所のみが刑事事件を審理判決する権限を有する。いかなる個人も、裁判所の確定判決なく、犯罪人とみなされず、刑事的に処罰されない。

#### **第 18 条（改正/旧 10 条）合議による事件審理**

最高人民裁判所、地域（高等）人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。

②法に基づき任命される裁判官のみが、合議体構成員となる権利を有する。

③合議体の裁判は、多数決によるものとする。

#### **第 19 条(旧 11 条) 裁判官の独立**

審理判決において、裁判官は、独立しており、法律にのみ従う。

#### **第 20 条(旧 12 条) 事件手続で使用される言語**

刑事訴訟手続は、ラオス語で行わなければならない。ラオス語に通じない訴訟参加者は、通訳を介して、母国語その他の言語を用いる権利を有する。

#### **第 21 条（改正/旧 13 条）公開審理**

公判における刑事事件審理（タイスワン）は、公開で行わなければならない。但し、国家または社会の秘密に関する事件、配偶者に関わる犯罪、国の美しい習慣に関わる犯罪、子供、人身売買の被害者に関わる犯罪は除き、非公開で行わなければならない。

②すべての事件の判決宣告は公開で行う。

## 第22条 (改正/旧15条) 回避、忌避

刑事訴訟遂行者、書記官、専門家、熟練者、又は通訳人が、その事件当事者と親族である場合、利害関係がある場合、あるいは対立している場合、その者は、その事件訴訟手続を回避しなければならない。

②かかる者が、自ら回避しない場合、当事者は、事件訴訟手続からの忌避を求める権利を有する。

## 第23条 (旧16条) 同一事件の審理に(再度)参加することの禁止

刑事事件審理に一回参加した裁判官は、法律に別段の定めがある場合を除き、同一事件の審理に再度参加することはできない。

## 第24条 (改正/旧17条) 包括的、完全、かつ客観的な訴訟手続

刑事訴訟手続は、包括的、完全、客観的に行われるようにするために、被疑者(プートゥクソンサイ、プートゥクハー)又は被告人の有罪を証明する証拠、あるいは無罪を証明する証拠及び刑事責任の加重軽減の根拠を捜すことを目的とし、この法律で定められた手段を利用しなければならない。

②被疑者、被告人、事件参加者の供述を得るに当たって、暴力、強制、脅迫、殴打(暴行)、拷問その他の違法な手段は用いてはならない。

## 第25条 (改正/旧18条) 告訴権(不服申立権)の保障

個人又は組織は、法律に従わずに義務を行った捜査機関、検察庁、裁判所又は関係者個人を訴える権利を有する。かかる訴えは、その上級庁又はかかる個人の所属機関に提出するものとする。

②かかる訴えを受理した機関は、即刻検討し、受理した日から30日以内に検討結果を書面で、訴えを提出した個人又は組織に通知しなければならない。

③法律に違反した組織又は個人は、被害者の名誉を回復し、損害を補償しなければならない。かかる個人は、事案の軽重により、懲戒され、あるいは、刑事手続を受ける。

## 第26条 (新) 協調

刑事訴訟手続を行う組織は、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、村及び家族を含んだ社会組織と協調、協力し、犯罪を除去し、撲滅しなければならない。

②これらの組織は、自らの責任の範囲において、強制手段を実施することや刑事犯罪を引き起こす原因と条件を除くことに、刑事訴訟手続を行う組織と協力しなければならない。

## 第3章 刑事事件における証拠

### 第1節 証拠

## 第 27 条（改正/旧 19 条）証拠

刑事事件における証拠とは、訴訟手続によって収集された真の情報であって、捜査機関、検察庁、裁判所が評価を行い、社会にとって危険な行為かどうか、個人の行為が犯罪かどうか、その他の事情の有無を判断する根拠として使用する、その訴訟事件の公正適正な審理判決に有益なものである。

## 第 28 条（旧 20 条） 証拠の種類

刑事事件の証拠は以下とおり構成される：

1. 物的証拠
2. 書証
3. 人的証拠

②前記証拠は、被疑者（プートゥクハー）又は被告人が犯人であることを証明する積極証拠と無実であることを証明する消極証拠がある。

③刑事訴訟手続においては、有罪を証明する証拠（積極証拠）及び無罪を証明する証拠（消極証拠）の両方を捜さなければならない。

### 第 2 節 物的証拠

## 第 29 条（新）物的証拠

物的証拠とは、物体の痕跡、犯罪の道具として使用された、又は使用されようとした物であり、例えば、拳銃、ナイフ、指紋、血痕その他の事件にとって重要な意味を有する物である。

## 第 30 条（新）物的証拠の収集と保管

物的証拠の収集は、発見されたときに直ちに行わなければならない。証拠収集は徹底的に行い、発見された時の物の状態を記録しなければならない。規則に従って保管しなければならない。物証を収集できないときには、写真に記録し、技術的な規則に従って保管しなければならない。

②物的証拠は、梱包するか又は袋に保管しなければならない。

③物的証拠又は事件の証拠品は、ぶつかったり、崩れたり、紛失したり、入れ替わったり、壊れたり、混乱したりしないように保管しなければならない。

④物的証拠の保管は以下の通り行う：

1. コンテナ又はジッパー付袋に保管される物的証拠は、収集後直ちに保管し、詳細を記録しなければならない。この記録は、事件ファイルに保管しなければならない。
2. 金銭、債券、金銀、宝石類その他の貴重品は規則に従い銀行に保管しなければならない。
3. 薬品、中毒嗜好品は、規則に従い確認し保管しなければならない。

4. 拳銃、爆薬、可燃物その他の危険物は、保管のため関係専門機関に引き継ぎ、詳細を記録しなければならない。
  5. 血液、毛髪、指紋、足跡、薬包（弾薬）等は技術規則に基づき、集めて保管しなければならない。
- ⑤物的証拠が、正当な理由なく、劣化、変化、損傷した場合、保管責任者は、刑法の定めに従い、刑事責任を問われる。

### 第31条（新）物的証拠に関する問題解決

刑事訴訟手続に責任をもつ組織は、物的証拠である事件の証拠に関する問題解決のため、以下の通り権限と義務を有する：

1. 犯罪に使われた、使われようとした、又は犯罪によって得られたもので、所持ないし使用が禁止されているものは、押収し、国家のものとなる。
  2. 犯人に持ち去られた、あるいは、犯罪の道具として利用された国家のものは、国家に返還しなければならない
  3. 犯罪によって得られたもので、所有者が分からないものは、国家のものとなる
  4. 品質が劣化したり、腐敗しやすいものは、規則に従って競売し、裁判所の判決執行のために使用する
  5. 価値のないもの、利用価値（有用性）のないものは、処分する
- ②刑事事件における証拠物に関する紛争は、法令に従い解決する。

## 第3節 書証

### 第32条 書証

書証とは、手紙、捜査記録、裁判所の活動記録、勘定書（財務記録）、図（図面）、写真、その他犯罪に関連する書類から得られたものをいう。

### 第33条（新）訴訟手続遂行者の記録

訴訟手続遂行者による逮捕、捜索、財産の差押、保全、現場検証、証拠の証明（鑑定）、事情聴取、対質、確認、再現の記録、公判の記録その他の記録、適法に収集された、犯罪に関連する手紙、会計、図、写真その他の書面は刑事事件の証拠として扱う。

## 第4節 人的証拠

### 第34条（新）人的証拠

人的証拠とは、犯罪に関連する、被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）、被告人、証人、被害者、民事原告、民事責任者の証言、面割り、確認、専門家、熟練者の意見により得られた証拠をいう。

### 第 35 条（新）被疑者（プートゥクソンサイ）の供述

被疑者の供述は、この法律 52 条 1 号（捜査機関）2 号（検察）に規定されている捜査遂行者の質問に対して、口頭または書面で答えた情報をいう。

②被疑者の供述を得る前に、この法律 64 条に定めるその権利と義務を告知しなければならない。

### 第 36 条（新）被疑者（プートゥクハー）又は被告人の供述

被疑者又は被告人の供述は、この法律 52 条に規定されている手続遂行者（捜査機関・検察・裁判所）の質問に対して答えた情報をいう。

②被疑者又は被告人の自白は、十分な有罪を示す証拠によって確認されたときのみ事件の証拠となる。

③嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することはできない。

④被疑者又は被告人が、供述しない場合、刑事手続遂行者はその旨記録しなければならない。

### 第 37 条（新）被害者の供述

被害者の供述は、捜査期間中（スープスワンーソープスワン、ソープスワン）、または裁判所の公判審理中（タイスワン）に、この法律 52 条に規定されている手続遂行者の質問に対して答えた被害に関する情報をいう。

②被害者は、本人と被疑者（プートゥクハー）または被告人との関係についてとともに、事件の証拠にとって重要な意味をもつ状況について、質問される。

### 第 38 条（新）民事原告、民事責任者の供述

民事原告、民事責任者の供述は、捜査及び公判段階における、この法律 52 条に規定する刑事手続遂行者の質問に対する答えとしての、被害、損害額に関する情報提供である。

### 第 39 条（新）証人の供述

証人の供述は、事件に関して、知っていること、目撃したこと、聞いたこと、あるいは、ほかの誰かから聞いたことについて、捜査期間中、あるいは裁判所の公判審理中に、この法律 52 条に規定されている手続遂行者の質問に答えた情報をいう。

②証人は、被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、他の証人との関係についてとともに、事件について知っていること、自ら目撃したこと、状況について質問される。

### 第 40 条（新）専門家又は熟練者の鑑定書

鑑定後、専門家、熟練者は、書面で鑑定書を作成し、鑑定書に責任を負わなければならない。

②鑑定が、専門家又は熟練者のチームで行われた場合、全員が鑑定書に署名しなければならない。

③専門家又は熟練者のチームの意見が一致せず、鑑定書に反対の専門家又は熟練者は、自身の意見を鑑定書に記載する権利を有する。

④捜査機関、検察庁又は、裁判所が、鑑定結果に納得しない場合、詳細な理由を付し、専門家又は熟練者の意見が明確でない、あるいは、完全でない場合、専門家又は熟練者を追加して、又は専門家、熟練者グループに再鑑定を求める、あるいは、新しくチームを任命して再鑑定を求めることができる。

## 第5節 証拠の収集/組立

### 第41条(新) 真実を追究しなければならない状況

捜査、起訴、判決の手続中、刑事事件手続を行う機関は、以下の状況に関する真実を追究しなければならない。

1. 犯行（行為、日時、場所、車両、器具、方法その他の状況）
2. 被疑者（プートゥクハー）又は被告人の過ち（故意または過失）及び犯行動機
3. 犯行の特徴、危険性の程度と被疑者（プートゥクハー）又は被告人の人格
4. 犯罪により生じた被害の特徴と程度
5. 刑事責任を免れるべき根拠と負わせるべき根拠
6. 刑事責任の加重減輕理由

### 第42条(新) 証拠排除（証拠と認められないこと）

この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠とならない。

②刑事事件の証拠とならない情報は、法的効果をもたず、刑事手続の基礎として使用することはできない。

### 第43条(新) 証拠収集

証拠収集において、手続遂行責任機関は、以下の権限と義務を有する

1. 被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、証人の供述を得る
2. 現場検証、建物、車両、個人の搜索、再現、財産の差押と保全
3. 事件について知っている個人を証人として呼び出す、対質、識別、確認
4. 意見を求めるため、専門家、熟練者を任命する
5. 刑事事件の証拠となる書類、物品を個人または組織から求める
6. 証拠の証明（鑑定）
7. この法律に定められたその他の権限義務を履行する

②関係する個人及び組織は、刑事手続遂行機関の召喚状、招聘状、要求、任命に従わなければならない。

③個人及び組織は、刑事事件において証拠を収集し、刑事手続遂行機関に提出することができる。

#### 第 44 条（改正）証拠の検査及び評価

収集された証拠は、適法か、真実か、完全か、関連性を有するか、刑事事件解決の審理判決の根拠とできるかについて検査及び評価されなければならない。

②刑事手続遂行機関は、包括的、完全、客観的に、自信を持って、証拠を検査、比較考察、評価しなければならない。

③証拠の検査、評価において、被疑者（プートゥクハー）又は被告人が、犯人か犯人でないかまだ疑いがある場合、釈放し、訴追から解放しなければならない。

④刑事訴訟手続は、被疑者（プートゥクハー）又は被告人の自白だけを主たる根拠にしてはならず、有罪を立証する証拠を更に探す必要がある。

⑤被疑者（プートゥクハー）又は被告人が犯行を否認し、自白しない場合でも、十分な証拠がある場合、その者は有罪（犯罪者）とみなされる。

### 第 4 章

#### 刑事訴訟における組織及び参加者

#### 第 1 節

##### 刑事訴訟の組織及び遂行者

#### 第 45 条（改正/旧 22 条）刑事訴訟の組織

刑事訴訟の組織は、以下により構成される。

- 捜査機関
- 検察庁
- 裁判所

#### 第 46 条（改正/旧 23 条）捜査機関

捜査機関は、以下により構成される。

1. 警察捜査機関
2. 軍捜査機関
3. 税務捜査機関
4. 森林捜査機関
5. 汚職防止捜査機関
6. 法律で定めるその他の捜査機関

#### 第 47 条（改正/旧 23 条）捜査機関の権限と義務

捜査機関は、以下の権限と義務を有する：

1. 犯罪に関する通報を受理し、記録する
2. 犯罪に関して検察庁の長へ即刻報告する
3. 捜査開始命令を発付し、そのコピーを直ちに検察庁の長へ送り、報告する
4. 捜査を実施する

5. 法律に定められた強制手段を利用し、拘束（ガックトゥア）された被疑者（プートゥクソンサイ）を釈放し、検察庁の長に書面で報告する
  6. 同級の検察庁の長の命令に対して、上級の検察庁の長に抗告する
  7. 他の関係機関と協調する
  8. 捜査をまとめ、事件ファイルを作成し、証拠品とともに検察庁の長に送る
- ②これらの権限行使と義務の履行について、捜査機関は、法律の定める権限と義務の範囲内で実施しなければならない。

#### 第 48 条（改正/旧 25 条） 人民検察庁

人民検察庁は、以下により構成される

- 最高人民検察庁
- 地域（高等）人民検察庁
- 県、都人民検察庁
- 地区人民検察庁
- 軍検察庁

#### 第 49 条（新） 検察庁の権限と義務

刑事訴訟手続における検察庁の権限と義務は以下のとおり

1. 捜査機関による法律の執行を monitoring/inspection<sup>3</sup>する
2. 法律の規定に従い、事件の一部又は全部の捜査を行う
3. 被疑者（プートゥクハー）を裁判所に起訴する
4. 裁判所での訴訟手続における法律の適用を monitoring/inspection する
5. 裁判所の確定裁判の執行を monitoring/inspection する
6. 拘束（留置）施設、勾留施設、矯正センター、矯正施設、裁判所のその他の強制手段の執行施設における法律の適用を monitoring/inspection する
7. 捜査機関及びその他の関係機関と協調し、犯罪その他の法律違反行為を防止、撲滅し、犯罪を引き起こす原因、条件を取り除く
8. 法律に従い再審を行う
9. 法令で定められたその他の権限と義務を行う

#### 第 50 条（改正/旧 26 条） 人民裁判所

人民裁判所は、以下により構成される

1. 最高人民裁判所
2. 地域（高等）人民裁判所
3. 県、都人民裁判所
4. 地区人民裁判所
5. 軍裁判所

<sup>3</sup> ラオス語で「ティッタームクワットカー」であり、monitoring/inspection、あるいは、監督・監査と訳している。

### 第 51 条（新）裁判所の権限と義務

裁判所は、刑事訴訟手続において以下の権限と義務を有する

1. この法律 16 条が定める損害賠償とともに刑事事件の審理判決を行う
2. 事件ファイルが裁判所に届いた場合、捜査手段、強制手段を利用する
3. 当事者の教育指導と刑事事件における民事問題の調停
4. 関係機関と協調する
5. 法令で定められたその他の権限と義務を行う

### 第 52 条（新）刑事訴訟遂行（担当）者

刑事手続遂行（担当）者は、以下のとおり

1. 捜査機関の（本部・署）長、副長、捜査官及び捜査官補
2. 検察庁の長、副長、検察官（直訳は検察職員）及び検察官補（同検察職員補）
3. 裁判所長、副所長、裁判官、裁判官補及び書記官

### 第 53 条（改正）捜査機関の長、副長の権限と義務

捜査機関の長は以下の権限と義務を有する

1. 捜査機関の捜査を直接指揮し指導する
2. 刑事事件捜査担当捜査官の任命又は交代をする
3. 根拠がなく、適法でない捜査官の命令の変更ないし取消を検討する
4. 捜査開始命令、不開始命令、召喚状、招聘状、連行命令、拘束命令、軟禁命令、財産の差押、保全命令、拘束された被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件の中止又は却下命令を発付する
5. 被疑事実、権利義務を被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）に告知する
6. 通訳人、専門家、熟練者の選任命令の発付
7. 弁護人の選任又は選任申請を受理する
8. 検察庁の長による逮捕命令、（仮）勾留命令、保釈命令、搜索、職責停止、捜査期間延長及び（仮）勾留期間延長命令を請求する
9. 捜査終了後、事件ファイルをまとめ、検討のため検察庁に送付する
10. 法令で定められたその他の権限義務を行う

②捜査機関の副長は、委任された刑事事件手続において、捜査機関の長を補佐する義務を負う。

### 第 54 条（改正）（捜査機関の）捜査官の権限と義務

刑事事件捜査に任命された捜査官は以下の権限と義務を有する：

1. 犯罪に関する通報、報告、告訴を受理し記録する
2. 召喚状、招聘状、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の搜索、保全命令、拘束されている被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する

3. 被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）、被害者、民事原告、証人その他の関係者の証言を得る
  4. 現場検証、死体検視、建造物、車両の搜索、個人の搜索とともに犯罪に関する証拠を収集する
  5. 捜査機関の長の命令に従い、被疑者（プートゥクハー）の連行、拘束、保釈を行う
  6. 検察庁の長又は裁判所の命令に従い、被疑者（プートゥクハー）の搜索、逮捕、連行、保釈を行う
  7. 被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）に対し、被疑事実、権利と義務を告知する
  8. 刑事訴訟手続に関する命令を実施し、捜査機関の長に状況を報告する
  9. 事件ファイルを取りまとめ、報告し、捜査機関の長に提出する
  10. （捜査機関の）長の命令及び法令に従って、その他の権限義務を行う
- ②刑事訴訟手続において、捜査官は、法律と捜査機関の長に対して責任を負わなければならない。

#### 第 55 条（新）（捜査機関の）捜査官補の権限と義務

捜査官補は、捜査を除き、委任に従い、この法律 54 条が定める権限と義務を有する。

#### 第 56 条（新）検察庁の長、副長の権限と義務

検察庁の長は以下の権限と義務を有する：

1. 刑事訴訟手続において、法律の執行の monitoring/inspection の指揮、直接指導を行う。
2. 告訴を解決（検討）する
3. 捜査開始命令又は不開始命令を発付する
4. 被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）に、被疑事実、権利義務を告知する
5. 捜査機関による捜査開始又は不開始命令を変更する、あるいは取り消す命令を発付する
6. 捜査機関の長に担当捜査官を交代する提案をする
7. 連行、拘束、逮捕、（仮）勾留<sup>4</sup>、保釈、釈放、軟禁、職責停止、搜索、財産の差押、保全命令、刑事事件の中止又は却下命令を発付する
8. 上記 7 号が定める命令の実行を monitoring/inspection する
9. 適法でない捜査機関の命令を取り消す
10. 事件ファイルを検査権限と義務を有する機関に送付する
11. 通訳人、専門家又は熟練者の任命命令を発付する
12. 捜査を開始し、一部又は全部の捜査を実施する

<sup>4</sup> ラオス語で「ガッカンパーン（グ）」であり、直訳すると「仮勾留」。12 条 2 項等の「ガッカン」との区別のため、（仮）勾留と訳すことがある。

13. 被疑者（プートゥクハー）を裁判所に起訴する
  14. 裁判所における刑事訴訟において法律の適用を monitoring/inspection する
  15. 確定判決の執行を monitoring/inspection する
  16. 拘束（留置）施設、勾留施設、矯正センター、矯正施設、裁判所のその他の強制手段の執行施設における法律の適用を monitoring/inspection する
  17. 捜査機関その他の関係機関と協調し、犯罪を防止、撲滅するとともに、関係個人、組織に、犯罪を引き起こす原因、条件を取り除く手段の利用を指導する
  18. 法律に従い、再審を申し立てる
  19. 法令で定められたその他の権限義務を行う
- ②検察庁の副長は、任命に従い、刑事訴訟手続において、長を補佐する義務を負う。

### 第 57 条（新） 検察官（検察職員）の権限と義務

検察官（検察職員）は、検察庁の長の任命（委任）に従って、以下の権限と義務を有する

1. 刑事事件の捜査を遂行する
2. 被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）に被疑事実、権利義務を告知する
3. 刑事手続に参加する原告、被告人その他の個人の証言を聴取する
4. 刑事事件に関する情報証拠を収集する
5. 刑事事件ファイルの検討、要約、検察庁の長の意見書（カムタレーン）又は決定（カムトクロン）又は異議申立書、命令の起案
6. 刑事公判への参加
7. 確定判決の執行の monitoring/inspection
8. 拘束場所、勾留場所、矯正センター、矯正施設の monitoring/inspection
9. 法令で定められたその他の権限義務の履行

### 第 58 条（新） 検察官補（検察職員補）の権限と義務

検察官補は、検察官の委任により、以下の権限と義務を有する

1. 刑事手続参加者の証言聴取（取調べ）に立ち会い、記録する
2. 刑事事件ファイルの検討、要約、及び検察庁の長の意見書（カムタレーン）又は決定（カムトクロン）又は異議申立書、命令の起案を補助する
3. 事件番号を付し、刑事事件ファイルを整理し、書類目録を作成、事件ファイルを保管し、統計を作成する
4. 刑事事件の証拠品目録作成し、保管をモニタリングする
5. 被疑者（プートゥクハー）、受刑者のリスト及び統計を作成する
6. 召喚状、招聘状の作成
7. 委任に従いその他の権限、義務を行う

### 第 59 条（新） 裁判所長、副所長の権限と義務

裁判所長は、刑事訴訟において、以下の権限と義務を有する：

1. 組織及び裁判所の刑事事件判決業務を指揮する
2. 刑事事件審理判決を担当する合議体を構成するための裁判官の任命及び書記官の任命に合意する
3. 公判開始前に、裁判官、書記官の交代に合意する
4. 刑事事件審理判決合議体の裁判長を務める
5. 刑事事件に関する命令、告知、決定を出す
6. 法令で定めるその他の権限義務を行う

②裁判所副所長は、委任に従い、刑事訴訟手続において、裁判所長を補助する義務を負う。

#### **第 60 条（新）裁判官の権限と義務**

裁判官は、刑事訴訟において、以下の権限と義務を有する：

1. 任された刑事事件ファイルを検討する
2. 原告、被告人その他の刑事訴訟手続参加者の証言を聴取する
3. 刑事事件に関する補充情報証拠を収集する
4. 刑事事件において、民事上の問題について、当事者の調停をする
5. 刑事事件判決合議体の構成員となる
6. 法律で定めるその他の権限と義務を行う

#### **第 61 条（新）裁判官補の権限と義務**

裁判官補は、刑事訴訟において、以下の権限と義務を有する：

1. 刑事事件ファイル検討において裁判官を補佐する
2. 刑事訴訟参加者の証言聴取において、裁判官を補佐する
3. 刑事事件において、民事上の問題に関する当事者の調停に立ち会い、記録する
4. 検討を任された事件をまとめ、裁判官に報告する
5. 裁判書の起案において裁判官を補佐する
6. 委任されたその他の権限と義務を行う

#### **第 62 条（新）書記官の権限と義務**

書記官は、刑事訴訟において、以下の権限と義務を有する：

1. 事件ファイル、刑事事件起訴を受理し、刑事事件ファイルを管理し書類目録を作成する
2. 裁判官の指示に従い、召喚状、招聘状を発付する
3. 証言聴取及び刑事事件に係る民事上の問題に関する調停に立ち会い、記録する
4. 公判の準備と公判規則の告知
5. 公判を記録し、公判記録の正確性、完全性に責任を持つ
6. 公判記録の写しを作成し、事件ファイルにとじる

7. 裁判所の評議、判決理由を当事者に説明、告知し、控訴、上告（破棄）申立ての権利を告知する
8. 控訴又は上告申立てを受理し、控訴または上告予約受領書を出す
9. 法令に従い、判決（第一審、上訴審）その他の書類に確認の署名をする
10. 事件証拠品の目録を作成し、保管する
11. 事件統計をまとめ、monitoring/inspection のため、判決（第一審、上訴審）を上級裁判所及び関係検察庁に送る
12. 控訴、上告、又は検察庁の長の異議申立てがあった場合、書類目録を作成し、関係裁判所に事件ファイルを送る
13. 委任されたその他の権限と義務を行う

## 第 2 節 刑事訴訟手続参加者

### 第 63 条（改正/旧 27 条）刑事訴訟手続参加者

刑事訴訟手続参加者は、以下のとおり：

1. 被疑者（プートゥクソンサイ＝捜査開始命令前）
2. 被疑者（プートゥクハー＝捜査開始命令後）
3. 被告人
4. 被害者
5. 民事原告
6. 民事責任者
7. 証人
8. 弁護人又はその他の保護者
9. 専門家（プーシヤオサーン）
10. 熟練者（プーサムナーンガーン）
11. 通訳人

### 第 64 条（新）被疑者（プートゥクソンサイ）

被疑者（プートゥクソンサイ）とは、刑事犯罪を行ったと疑われている個人であるが、捜査機関又は検察庁が当人にまだ捜査開始命令を発付できない者である。

②被疑者は、以下の権利を有する：

1. 自己に対する被疑事実を知る
2. 自己の権利義務について説明を受ける
3. 自己に対する被疑事実について説明ないし、供述する
4. 証拠を提出する
5. 捜査機関及び検察の正当でない行為を訴える
6. 法律が 3 年以下の自由刑を定める Major Offences（トーサーヌトート）について、保釈の申出をする

③被疑者は、以下の義務を負う：

1. 召喚状に従って出頭する
2. 捜査機関及び検察庁に協力する

#### 第 65 条 (改正/旧 28 条) 被疑者 (プートゥクハー)

被疑者 (プートゥクハー) とは、捜査機関又は検察庁の長による捜査開始命令により手続の対象となっているものである。ただし、直接起訴の場合を除く。

②被疑者は、以下の権利を有する：

1. 被疑事実を告げられ、対応する
2. 事件防御の際の被疑者の権利義務について説明を受ける
3. 供述し、証拠を提出する
4. 保釈申請その他の請求をする
5. 捜査開始に関する書類、自己の証言記録、強制手段の利用、変更、取消しに関する命令、中止命令、捜査摘要書、検察庁の長の起訴状、カムタレーン (意見書)、却下命令、その他この法律で定める訴訟手続に関する書類及び命令を受領する
6. 事件ファイルを閲覧し、コピー又は書き写す
7. 防御のため、弁護士その他の保護者を選任し、接見する
8. この法律 52 条 1 号、2 号に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人について、忌避を求める
9. 適正でないと思えた捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官の行為又は命令発付に対して、訴える
10. 捜査機関の長、検察庁の長の命令に抗告し、取消し (破棄) を求める

③被疑者は、以下の義務を負う：

1. 捜査機関の長、検察庁の長の召喚状、命令に従い出頭する
2. 捜査規則に従う

#### 第 66 条 (改正/旧 28 条) 被告人

被告人とは、裁判所に起訴された被疑者をいう。

②被告人は、以下の権利を有する：

1. 起訴状を通知され、訴追に対応する
2. 事件防御の際の被告人の権利義務について説明を受ける
3. 事件防御の際、弁護士又はその他の保護者を選任し、接見する
4. 供述し、訴追に対応し、証拠を提出する
5. 公判において、説明し、質問に答える
6. 事件記録を閲覧し、書類をコピー、書写し、請求をする
7. 公判に出廷する
8. この法律 52 条 2 号、3 号に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人の忌避を求める
9. 弁論について意見を述べる、及び公判において、最終陳述を述べる

10. 裁判所の裁判書（判決書）を受け取る
11. 裁判所の裁判書（判決書）に控訴、上告する
12. 法令で定めるその他の権利を行使する

③被告人は、以下の義務を負う：

1. 裁判所の召喚状に従い出頭する
2. 公判において、規則及び裁判所の命令に従う

## 第 67 条（改正） 被害者

被害者とは、他人による犯罪により、健康、生命、財産、精神に被害を受けた者をいう。

②被害者は、以下の権利を有する：

1. 事件に関する証言をする
2. 証拠を提出する
3. 請求書面を提出する
4. 損害賠償を受ける
5. 捜査終了後、事件ファイルを閲覧し、必要部分をコピー、書写する
6. 公判における審理（タイスワン）に参加する
7. この法律 52 条に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人の忌避を求める
8. 適正でないと認めた捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官又は裁判所の行為あるいは命令について、訴える
9. 捜査機関の長、検察庁の長の命令、裁判所の裁判（カムトクロン）に対し、上訴（抗告）し、取消を求める
10. 社会に対して深刻な危険でない犯罪事件について、被疑者（プートゥクハー）又は被告人と調停合意をする
11. 事件に対応する際、弁護士その他の保護人を選任する
12. 告訴を取り下げる

③被害者が死亡した場合、近親者がこの条項に規定された被害者の権利を引き継ぐ。

④被害者は、以下の義務を有する：

1. 捜査機関の長、検察庁の長、裁判所の召喚状、命令に従い出頭する
2. 証言拒否、虚偽の証言に対する責任を負う。

## 第 68 条（改正） 民事原告

民事原告とは、損害賠償を受けるために、被疑者（プートゥクハー）、被告人に対して、または、民事責任者に対して民事上訴しているものをいう。

②民事原告は、この法律 67 条で定める被害者の権利義務と同様の権利義務を有する。

## 第 69 条（改正） 民事責任者

民事責任者とは、その責任の下にある被疑者又は被告人による犯罪のために、損害賠償を支払う義務を負う個人又は組織をいう。

②民事責任者は、両親、養親、保護人（phupokkhong）、雇用者、監督者（phukumkhong）、組織、事業者がなる。

③民事責任者は、以下の権利を有する：

1. 告訴に対応（反論）する
  2. 告訴に対して説明する
  3. 証拠を提出する
  4. 請求（書）を提出する
  5. 捜査終了後、事件ファイルを閲覧し、必要部分をコピー、書写することを求める
  6. 公判における審理（タイスワン）に参加する
  7. この法律 52 条に規定する手続担当者、専門家、熟練者、通訳人の忌避を求める
  8. 適正でないと認めた捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官、又は裁判所の行為あるいは命令について、訴える
  9. 捜査機関の長、検察庁の長の命令、裁判所の裁判（カムトクロン）に対し、上訴（/ 抗告）し、破棄を求める
  10. 事件に対応する際、弁護士その他の保護人を選任する
- ④民事責任者は、この法律 67 条で定める被害者の義務と同様の義務を負う。

### 第 70 条（改正）証人

証人は、犯罪又は事件の状況について知っている/目撃した個人をいう。

②聴覚、視覚、言語障害者、知的・精神障害者、18 歳未満の子供、当事者の親類は、情報として証言することはできるが、証人にはならない。

③証人は以下の権利を有する：

1. 証言をする
2. 捜査段階において自身の証言記録を閲覧する
3. 自身の証言記録の変更又は追加を求める
4. 適正でないと認めた捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官又は裁判所による行為又は命令発付に対して訴える
5. 証言に対する生命、健康、財産、精神への脅威から法令に従い保護を受ける

④証人は、この法律 67 条で定める被害者の義務と同様の義務を負う。

### 第 71 条（改正）弁護士又は保護者

弁護士は、法律に従って、依頼人の正当な権利利益を守るため、個人、法人、組織、社会に法的サービスを提供する、国家から許可を得た自由業の者である。

②弁護士は、任命された日または依頼人、その当事者の家族、組織に書面で依頼された日から刑事訴訟手続に参加できる。

③弁護士は以下の権利と義務を有する：

1. 拘束、逮捕または勾留後、依頼人になろうとする者または依頼人の要請により、それらの者と面会する
2. 依頼人に対する被疑事実を知る、及び依頼人の事情聴取に立ち会う
3. 事件ファイルの書類を閲覧し、コピー（謄写）し、あるいは書き写す
4. 証拠と証人を提出する
5. 裁判官、検察官、捜査官、専門家、熟練者、通訳人の忌避を求める
6. 公判における審理（タイスワン）において、意見を述べ、他の参加者に質問をする
7. 関係担当官の適正でない、あるいは適切でない行為について異議を申立て、又は訴える

8. 捜査機関の長、検察庁の長の命令、裁判所の裁判書（判決書）に対し、抗告/上訴し、取消を求める
  9. 法令に従い、依頼人の保釈を申請する
  10. 保釈された依頼人を裁判所ないし検察に連れてくる協力をする
  11. 法律により死刑が規定された犯罪及びその他の法律が定める犯罪において、弁護人として選任される
  12. 依頼人が訴訟手続に参加するために召喚状を受け取る
  13. 法令が定める他の権利義務を行う
- ④その他の保護者は前項 11 号を除き、弁護人と同様の権利を有する。
- ⑤その他の保護者は、被疑者（プートックハー）、被告人、被害者、民事原告、民事責任者の権利と利益を保護するため刑事手続に参加する個人である。
- ⑥その他の保護者（プーポクポング）は、両親、夫、妻、子供、保護人（プーポクコーング）等法定代理人の場合を除き、代理権限を与えられた場合に限り刑事手続に参加できる。
- ⑦その他保護者は以下の義務を負う：
1. 保護する者の正当な権利利益を守るため法律が定めるあらゆる保護手段を利用する
  2. 訴訟手続遂行（担当）機関の召喚状に従い出頭する
  3. 訴訟手続の秘密を守る
  4. 訴訟手続が正しく公平に行われるために証拠を捜す（ことに参加する）
- ⑧被疑者（プートックハー）または被告人が、18 歳未満の子供、聴覚、視覚、言語障害者、知的・精神障害者、ラオス語に通じない者、及び法律が死刑を定める者（被疑者、被告人）の場合、弁護人またはその他の保護者が必要である。被疑者、被告人に弁護人またはその他の保護者がいない場合、手続遂行（担当）機関は、弁護士会が義務として選任するよう弁護士会に求める。弁護士会は、かかる提案受領後 7 日以内に、かかる組織からの求めに従い、選任を検討しなければならない。

## 第 72 条（改正） 専門家(phusiyaosan)

専門家とは、関係機関に承認された、ある専門分野において知識と経験を有し、専門分野に関する問題について明らかにすることができる者をいう。

②証拠を鑑定するために、捜査機関の長、検察庁の長、裁判所は、専門家を任命する命令を発付しなければならない。

③専門家は、以下の権利と義務を有する：

1. 鑑定が必要な書類及び物を受領する
2. 鑑定が必要な事項に関して、証言聴取に立ち会い、質問をする
3. 鑑定を辞退する。但し、理由を述べなければならない
4. 鑑定結果をまとめる

④専門家は、選任命令で定められた範囲内で、期間内に証拠の鑑定を行わなければならない。

⑤ 専門家は、意見を述べ、述べた意見に責任を持ち、事件に関する秘密を守らなければならない。

### 第73条（新）熟練者

熟練者は、刑事訴訟手続担当機関によって鑑定を求められた問題に意見を述べるができる、ある分野の経験を有するものである。

② 証拠の鑑定において、熟練者は、専門家と同様に選任される。

③ 熟練者は、鑑定を辞退する権利を有するが、理由を述べなければならない。

④ 熟練者は、自分の立場で意見を述べ、事件に関する秘密を守らなければならない。

### 第74条（改正）通訳人

通訳人は、ラオス語に通じない事件参加者の言語について通訳する知識、能力、経験を有する者である。

② 通訳人は、専門家と同様に選任される。

③ 通訳人は、その通訳に責任を持ち、事件に関する秘密を守る義務を負う。

④ 通訳報酬は、裁判費用法による。

## 第5章 捜査手続

### 第1節 捜査機関の権限と義務

#### 第75条（新）権限と義務を有する機関

捜査を行う権限と義務を有する機関は、この法律46条で定められた捜査機関及び検察庁である。

#### 第76条（新）警察捜査機関の権限と義務

警察捜査機関は、その権限と義務の範囲内のあらゆる犯罪について捜査する権限と義務を有する。

#### 第77条（新）軍捜査機関の権限と義務

軍捜査機関は、公務として職務執行中の軍事的犯罪、軍事施設、キャンプ、部局、作業場、工場、または軍制限地域における軍事上の犯罪について捜査する権限と義務を有する。

#### 第78条（新）税務捜査機関の権限と義務

税務捜査機関は、刑法、関税法、税法、付加価値税法に定める国家徴税システムに関する規則違反について捜査する権限と義務を有する。

#### 第79条（新）森林捜査機関の権限と義務

森林捜査機関は、刑事犯罪と規定されている刑法、森林法、野生・水生生物法違反について捜査する権限と義務を有する。

#### **第 80 条（新）汚職防止捜査機関の権限と義務**

汚職防止捜査機関は、刑法及び汚職防止法に定められた汚職行為について捜査する権限と義務を有する。

#### **第 81 条（新）その他の捜査機関の権限と義務**

その他の捜査機関は、刑法その他の関係法に定められた、その機関に関連する犯罪を捜査する権限を有する。

#### **第 82 条（新）検察庁の権限と義務**

検察庁は、法律で定められた犯罪について捜査する権限と義務を有する。

#### **第 83 条（新）管轄権**

捜査機関は、責任を負う場所で発生した、又は犯人がその場所にいる刑事事件を捜査する権限と義務を有する。

- ②郡捜査機関は、その郡又は市で発生した刑事事件を捜査する権限と義務を有する。
- ③県捜査機関は、その県又は首都で発生した事件を捜査する権限と義務を有する。
- ④中央捜査機関は、他の規定に定められた犯罪を捜査する権限と義務を有する。
- ⑤軍捜査機関については、軍施設、キャンプ、軍部局、作業場、工場、軍制限地域で発生した軍事上のあらゆる犯罪を捜査する。

### **第 2 節 捜査開始**

#### **第 84 条（新）捜査開始**

個人が犯罪を行ったことを証明する確実な証拠がある場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、この法律 91 条の定めるとおり、捜査開始命令を発付しなければならない。

②個人が数罪（牽連犯）として弾劾される場合、命令は、それぞれの罪に対する被疑事実と共に刑法その他の刑罰法令に定めた条文を記載しなければならない。

③捜査開始命令の写し及び捜査機関の長が命令を発付したのに基づいた事実の要約（書）は、命令発付後 24 時間以内に、同級の検察庁の長に送らなければならない。検察庁の長は、命令の写しの受領後 48 時間以内に、命令の発付について同意し、あるいは不同意とし、捜査機関の長に知らせ、（捜査機関の長が）直ちに実行しなければならない。

④検察庁の長において、ほかの者も犯罪に関わっていることを認めたものの、それらの者について、まだ捜査開始命令が発せられていない場合、検察庁の長は、捜査機関の長に対し、それらの者に対する捜査開始命令の発付を提案しなければならない。

## 第 85 条（新）捜査開始命令の変更ないし追加

捜査期間中、被疑者（プートゥクハー）に対する捜査開始命令に記載された被疑事実が、その被疑者が犯した罪として正しくないと認められた場合、または、まだ捜査開始命令に記載されていないほかの犯罪が認められた場合、捜査機関の長、検察庁の長は、捜査開始命令の変更、追加をしなければならない。

②当該捜査開始命令発付後 24 時間以内に、捜査機関は、関係検察庁の長が検討し、同意・不同意をするため、捜査開始命令を変更又は追加する根拠となる書類とともに、当該命令を送らなければならない。その後、24 時間以内に捜査機関の長に（再度）送られる。

### 第 3 節 捜査に関する一般原則

## 第 86 条（改正/旧 36 条）捜査開始に至る原因

刑事事件の捜査開始に至る原因は、以下のとおりである。

1. 個人又は組織から犯罪に関する告訴又は通報がある
2. 犯人が自首する
3. 捜査機関又は検察庁による犯罪の痕跡の発見

②裁判所の事件検討（コンクワ・ピッチャラナー）において、新たな犯罪の証拠が見つかった場合、（裁判所は）検察庁に事件捜査を開始するよう要請する権限を有する。

## 第 87 条（新）告訴または通報

刑事犯罪に関する告訴又は通報は、口頭又は書面で、捜査機関又は検察庁に提出又は通知することができ、（捜査機関又は検察庁は）受理し、この法律の定める期間内に検討しなければならない。組織からの告訴又は通報は、書面でなければならない。

②告訴又は通報が口頭で行われた場合、告訴又は通報を受理した捜査官は、告訴又は通報した者の身上に関する情報を記録し、身分証明書及び告訴又は通報の内容の写し、捜査官と告訴又は通報した者が署名する。その記録は 2 部作成し、1 部は告訴又は通報した者に渡し、1 部は事件ファイルに保管しなければならない。

③告訴又は通報を受けた捜査官は、その告訴又は通報が真実でなく虚偽の場合の法律上の責任について、個人又は組織に通知しなければならない。

## 第 88 条（新）自首

自首とは、個人が、捜査機関又は検察庁に対して、自らの（犯罪）行為に関して申告するため自主的に出頭することである。

②自首を受けた捜査官は、自首をした者の身上及び供述を記録しなければならない。事件を取り扱う権限のない他の機関に対して自首が行われた場合、その機関は、直ちに関係捜査機関または検察庁にその者を送らなければならない。

## 第 89 条（新）犯罪の痕跡の発見

犯罪の痕跡を発見した捜査機関の長、捜査官、検察庁の長又は検察官（検察職員）は、発見した状況について記録しなければならないとともに、捜査開始の基礎となるように情報を収集しなければならない。

#### 第 90 条 （新）告訴または通報の検討期間の規定

捜査機関、検察庁は、告訴ないし通報を受けた日から 5 日以内にその告訴ないし通報を検討しなければならない。複雑困難な場合でも、10 日以内に以下のいずれかの意見を出さなければならない。

1. 捜査開始命令の発付
  2. 捜査不開始命令の発付
  3. 告訴または通報を権限と義務のある機関に送り、検討させる
- ②その告訴又は通報の検討において、捜査開始命令の発付又は不発付の前に、担当官は、情報証拠を請求したり、必要な説明を聞いたりすることができる。

#### 第 91 条 （改正/旧 37 条）捜査開始命令

犯罪に関する確実な情報がある場合、捜査機関の長、検察庁の長は、権限と義務の範囲内で、捜査開始命令を出さなければならない。その捜査開始命令には、発付の日時、場所、発付者の氏名、官職、捜査開始に至る原因と基礎、犯罪の場所、刑法の該当条項を記載しなければならない。

②捜査機関の長が捜査開始命令の発付者となる場合、直ちに検察庁の長に報告しなければならない。そして、捜査官を任命し、捜査を行わせる。検察庁の長が捜査を開始する場合は、検察官を任命するか、捜査開始命令を捜査機関の長に送り、捜査機関の長に捜査官を任命させ、捜査を行わせる。

③捜査開始には以下の二つがある。

1. 犯罪の痕跡が発見されたものの、まだ誰が犯人か知ることができない場合、犯罪の状況に対する（捜査開始命令）
2. 罪を犯した者に対する（捜査開始命令）

④軽犯罪（ラフトート）または法律が 3 年以下の自由刑を規定している Major Offense（トーサーヌトート）であって、十分な証拠がある場合、捜査機関の長は、捜査を開始することなく、事件ファイルをまとめ、証拠（押収物）及び被疑者（プートゥクハー）とともに検察庁に送ることができる。

⑤捜査機関の長または検察庁の長は、命令が実際の行為に合致していない、あるいは、まだ入っていない内容がある場合、既に発付された捜査開始命令の変更ないし追加をしなければならない。

⑥捜査機関が捜査開始命令を変更又は追加した場合、変更又は追加してから 24 時間以内に、その命令を検察庁の長に報告しなければならない。

⑦検察庁の長が、捜査機関の捜査開始命令を変更又は追加した場合、変更又は追加してから 24 時間以内に、その命令を捜査機関に送らなければならない。

⑧検察庁の長が捜査開始命令を変更又は追加した場合、変更又は追加してから 24 時間以内に、その命令を上級庁に報告しなければならない。

## 第 92 条（新）捜査不開始原因

捜査開始不開始となる原因は以下のとおり

1. 十分な情報証拠がない
2. この法律第 6 条が定める原因の一つがある

## 第 93 条（改正）捜査不開始命令

この法律 92 条に定める原因の一つに該当する場合、捜査機関の長、検察庁の長は、捜査不開始命令を発付しなければならない。また、告訴または通報をした個人又は組織に当該命令を告知しなければならない。

②当事者は、当該告知を受領した日から 7 日以内に、捜査機関の長の捜査不開始命令については、同級の検察庁の長に上訴する権利を、検察庁の長の捜査不開始命令については、上級の検察庁の長に上訴する権利を有する。検察庁の長は、捜査不開始命令に対する上訴を 5 日以内に検討しなければならない。

## 第 94 条（改正）捜査開始のモニタリングと検証

検察庁の長は、捜査開始における法律の遵守を監督監査する権限と義務を有する。

②捜査機関の長が法律に従った十分な情報がなく捜査開始命令を発付した場合、検察庁の長は、捜査機関の長の捜査開始命令を取り消す命令を発付した上、事件を却下（終了）する命令を発付しなければならない。

③捜査機関の長が十分な根拠なく捜査不開始命令を発付した場合、検察庁の長は、捜査不開始命令を取り消す命令を発付した上、自ら捜査開始命令を発付しなければならない。

## 第 95 条（改正）捜査官の活動

犯罪に関する信用性のある告訴又は通報を受領した場合、自首、又は犯罪の痕跡を発見した場合、捜査機関の捜査官は、24 時間以内に検察庁に報告しなければならない。

②緊急に捜査を行う必要がある場合、捜査機関の長は、捜査開始命令を発付し、発付後 24 時間以内に検察庁の長に報告しなければならない。

③捜査機関が捜査開始命令を受け取ったときは、捜査を実施し、この法律が定める捜査手段及び強制手段を使用しなければならない。

## 第 96 条（新）捜査の行われる場所

捜査は、犯罪が行われた場所で行われる。

②犯罪発生場所が明確にできない場合、被疑者（プートゥクハー）の目撃された場所、居所、又は逮捕現場で行う。

③捜査官が、管轄外で犯罪を発見した場合、必要かつ緊急に初期証拠を収集するため、捜査開始命令を発付し、その後、捜査権限と義務のある捜査機関に送らなければならない。

#### 第 97 条（新）多数の場所で発生した犯罪

犯人が複数の地区、県で犯罪を行った場合、最後に犯罪が行われた場所が（訴訟）手続場所となる。

②複数の犯罪行為、又は複数の罪がある場合、最も重大な犯罪が行われた場所が（訴訟）手続場所となる。

#### 第 98 条（新）捜査を遂行（担当）する捜査官又は検察官の任命

刑事訴訟手続において、捜査機関の長又は検察庁の長は、捜査を遂行するため、1名又は数名の捜査官、あるいは、検察官を任命する権限を有する。

#### 第 99 条（新）捜査嘱託

管轄外で証拠収集の必要がある場合、捜査機関の長は、関係場所を管轄する捜査機関に対し、証拠収集を嘱託する権限を有する。

②捜査嘱託事項書は、捜査機関の捜査を可能にするため、書面で、犯罪状況の概要を特定し、各要望項目の詳細を明らかにして、行わなければならない。

③嘱託事項書を受領した捜査機関は、実施し、定められた期間内に嘱託した捜査機関に送付しなければならない。

#### 第 100 条（新）捜査の記録

捜査において、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、正確な記録をしなければならない。

②捜査記録は以下のとおり

1. 捜査の年月日、場所、捜査開始時間及び終了時間
2. 捜査官及び記録者の氏名、役職、職務、勤務場所（複数いる場合は、各人の氏名、役職、職務、勤務場所）
3. 各参加者各人の氏名、年齢、国籍、職業、住所。被疑者（プートゥクソンサイ・プートゥクハー）、被告人、民事原告、民事責任者の場合は、各人の身上書
4. 被疑事実
5. 捜査内容（証言・供述、対質の結果、検証（ガーンサンナスット）、再現、識別と確認、搜索、差押え、保全）
6. 写真、図画、音声録音、指紋、足跡、血液、その他の物

③捜査記録作成後、（当事者）自身で読ませるか、読み聞かせる。そして、意見を求め、署名捺印させなければならない。

④捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、記録の追加、削除、変更をすることはできない。

- ⑤捜査記録について削除、追加をした場合、確認の署名をし、被疑者にも削除または追加した行の前に捺印させなければならない。
- ⑥捜査記録が1ページを超える場合、捜査対象者は、各ページに署名捺印しなければならない。
- ⑦捜査記録に署名捺印することを拒んだ場合、その記録の最後にその旨記載し、署名しなければならない。
- ⑧捜査記録は写しを3部作成し、1部は事件ファイルに保管し、1部は担当捜査官に、1部は供述をした者に渡す。

#### **第101条（新）捜査の秘密保持**

捜査の秘密を保持する必要がある場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、事件手続参加者に対し、かかる秘密を漏らしてはならないことを先に告知しなければならない。この告知は記録されなければならない。違反した者は、刑事責任を問われる。

#### **第102条（新）刑事手続参加者からの要請の検討**

事件手続参加者が、証拠の証明、再現、損害賠償のための財産の差押え、保全等の問題に関して要請を出した場合、捜査機関の長、検察庁の長は、当該要請について、受領後7日以内に検討し、要請をした者に対して、結果を書面で告知しなければならない。

②捜査機関の長又は検察庁の長が、要請に同意しない、または7日以内に検討しない場合、要請をしたものは、同級の検察庁の長又は（検討結果を決定したのが検察庁の長の場合）上級の検察庁の長に抗告する権利を有する。かかる抗告は、決定を聞いてから7日以内に行わなければならない。抗告先の検察庁の長の決定は最終決定となる。

③抗告を受理した検察庁の長は、受理後15日以内に検討しなければならない。

#### **第103条（新）捜査手続期間における損害賠償請求**

被害者又は代理人は、捜査期間中、犯罪（被害）に対する損害賠償を求める権利を有する。そのような請求を行う者が、その権利（の存在）を知らない場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は説明をしなければならない。

②損害賠償請求は、口頭または書面で行うことができる。

③口頭でなされた場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、詳細かつ十分な請求の記録を作成しなければならない。損害賠償請求の記録は事件ファイルに保管されなければならない。

#### **第104条（新）民事責任者（となる者の検討）**

損害賠償請求がある場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、民事責任を負う個人又は組織を検討しなければならない。

②被疑者が被雇用者又は（責任？）能力がないものである場合、彼らを雇用している個人、組織、又は監督者は民事責任を負う。

### 第 105 条 (新) 捜査における通訳人の参加

捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官がその言語に通じている場合でも、必要がある場合、当該外国語に通じた者を通訳に任命しなければならない。

②担当捜査官は、通訳人の権利と義務、責任を告知しなければならない、かつ、その旨記録し、関係者が確認の署名をしなければならない。

### 第 106 条 (新) 通訳人、専門家、熟練者になることができない者

通訳人、専門家、熟練者に任命されることができない者は以下のとおり：

1. 被害者、民事原告、民事責任者、又は民事原告、被疑者の親族
2. 事件の証人、保護者、被害者・民事原告・民事責任者の代理人、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官
3. 事件に利害関係がある者またはその親族

### 第 107 条 (新) 損害賠償の担保

被害者又はその代理人による請求にかかる損害賠償の支払いを確実にする（担保する）ため、捜査機関の長又は検察庁の長は、この法律 128 条の定めに従い、被疑者又は民事責任者の財産の差押(yud)または保全(aryad)命令の発付を検討しなければならない。

②犯罪が、国家機関、ラオス建国戦線、大衆又は社会組織に損害を及ぼした場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、義務として、この法律 128 条の定めに従い、被疑者又は民事責任者の財産の差押又は保全命令を発付しなければならない。

③損害賠償支払いを担保するための財産の差押又は保全は、発生した損害額の範囲内で行われなければならない。

### 第 108 条 (改正) 財産、物品の差押、保全

犯罪に関連する財産、物品の種類、量、保管場所が判明しており、事件手続に有益である場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、当該財産、物品の差押又は保全命令を発付しなければならない。

②差押又は保全財産、物品に損害が生じかねない場合、捜査機関の長、検察庁の長は、解決するための委員会を設置しなければならない。

③差押、保全された財産、物品が被害者の適法な資産であることを証明する証拠がある場合、それらの者に対して返還しなければならない。

### 第 109 条 (新) 捜査手続の併合と分離

一人の被疑者がある行為で複数の罪を犯した、又は複数の被疑者が共同の行為で一つの罪又は複数の罪を犯した場合は、その犯罪を隠避した者を含めてひとつの事件として同時に捜査される。

②捜査手続は、以下の必要がある場合、分離することができる：

1. 捜査が、期間内に完全に終わられないとき
2. 捜査が、事件の真実に影響を及ぼさないとき

3. 18歳未満の子供が、成人とともに犯罪を行ったとき

③捜査の併合又は分離において、捜査機関の長は、合意書を発付し、24時間以内に同級の検察庁の長に通知しなければならない。

#### 第110条（改正）捜査期間

捜査官は、捜査を行い、要約し、証拠品を伴う事件ファイルを作成し、捜査開始命令発付から、Major offense（トーマーナトート）については2か月以内に、重大な犯罪（カルトート）については3か月以内に検察に送らなければならない。

②捜査を継続する必要がある場合、検察の長は、捜査機関の長又は検察官（検察職員）の請求により、Major offenseについては1回につき2か月、全体で6か月を超えない範囲で、重大な犯罪については、1回につき3か月、全体で1年を超えない範囲で延長することができる。延長請求は、捜査期間満了の15日前になされなければならない。

③追加捜査のために事件ファイルが捜査機関に返却された場合、捜査期間は事件ファイル受領の日から2か月を超えないものとする。

④中止又は却下された事件を再捜査する場合、その捜査は、捜査再開命令が発付された日から本条1項及び2項に定める期間行われるものとする。

⑤延長請求の許可又は不許可については、検察庁の長は、請求を受領したときから48時間以内に、理由を記載した書面で命令を発するものとする。

#### 第111条（改正）（仮）勾留（ガッカンパーン）期間の規定

捜査のための仮勾留の期間は、仮勾留命令発付の日から、Major offenseについては、2か月以内、重大な犯罪については3か月以内とする。

②捜査を継続する必要がある場合、検察庁の長は、捜査機関の長又は検察官（検察職員）の請求により、Major offenseについては1回につき2か月、全体で6か月を超えない範囲で、重大な犯罪については1回につき3か月、全体で1年を超えない範囲で、仮勾留の期間を延長することができる。延長請求は、仮勾留期間満了の15日前に行わなければならない。

③仮勾留期間が満了したものの、捜査をまとめて事件ファイルを作成し検察庁に送致するための十分な証拠がない場合、捜査機関の長は、検察庁の長に報告し、被疑者釈放命令を請求しなければならない。さらに、被疑者の所持品を以前のとおり適切に返却し、確実な受領記録を作成する。

#### 第112条（新）犯罪の原因又は条件を取り除く手段

捜査期間中、犯罪を引き起こした原因又は条件が判明した場合、捜査機関の長、検察庁の長は、関係国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業、又は個人がそれらを取り除くため、何らかの手段を提案しなければならない。

②かかる除去手段を適用する関係個人及び組織は、提案受領後、30日以内に、捜査機関の長又は検察庁の長に知らせなければならない。

### 第6章

## 捜査の方法と強制手段

### 第1節 事情聴取

#### 第113条（新） 召喚状

捜査機関の長及び検察庁の長は、出頭させるために、拘束されていない被疑者（プートゥクハー）及び被疑者（プートゥクソンサイ）に対する召喚状を発する。

②捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、出頭させるために、被害者、民事原告、民事責任者、証人に対する召喚状を発する。

③召喚状には、被召喚者の氏名、年齢、国籍、職業、住所、召喚の理由、出頭する日時、場所、及び、召喚状に従って出頭しなかった場合の責任を記載しなければならない。

#### 第114条（新） 召喚の規定

召喚状は、2部作成し、1部は被疑者の出頭のため、被疑者（プートゥクハー）に、もう1部は、事件ファイルに保管しなければならない。被疑者又は代わりに召喚状を受領した者は、受領日時を明らかにして受領確認のサインをし、関係捜査官に送り返さなければならない。召喚状には、被疑者の氏名、住所、被疑事実、出頭する場所、日時、担当官の氏名、召喚状に従わない場合の法的責任を記載しなければならない。

②被疑者が不在の場合、召喚状は、被疑者に送達するために、その者の住居の所在する村行政機関（Village authorities）、又は勤務している事務所（サムナックガーン）、組織、作業場、工場に渡さなければならない。

③召喚された被疑者が18歳未満の場合、召喚状は、被疑者の両親、代理人その他の保護者に渡さなければならない。

④召喚状は、指定日の3日前に、被疑者が地方に居住している場合、5日前に、被疑者に送らなければならない。

⑤事務所、機関、組織、作業場、工場は、被疑者が、召喚状に従い関係機関に出頭することを許可しなければならない。

⑥召喚状を3回受け取りながら正当な理由なく出頭しない場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、この法律137条の規定に従い、その者を連行する命令を発する権限を有する。

⑦訴訟手続における他の参加者への召喚状については、被疑者に対するのと同じ方法で行う。

#### 第115条（改正/旧43条） 取調べ・事情聴取

取調べ・事情聴取の前に、供述する者は、この法律67、68、69及び70条に定められた権利と義務を告げられなければならない。

②証言は、捜査機関又は検察庁の事務所で聴取されなければならないが、必要がある場合、ほかの適切な場所で聴取することもできる。

③取調べ・事情聴取時は、捜査官または検察官に加えて、記録のためにほかの職員も立ち会わなければならない。

④証言は、この法律 100 条に定めるとおり記録されなければならない。

#### **第 116 条 (改正) 被疑者 (プートゥクハー) 取調べ (聴取)**

捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、捜査開始命令発付後、直ちに被疑者 (プートゥクハー) の供述を聴取しなければならない。直ちに供述を聴取できない場合、その理由を記録しなければならない。

②被疑者の供述の聴取の前に、被疑事実、この法律 65 条で定められた権利義務を告知しなければならない。通訳人その他の保護者がいる場合、それらの者に対しても、この法律 71 条、74 条に定める権利義務を告知しなければならない。

③被疑者が複数いる場合、それぞれ聴取し、証言を記録しなければならない。被疑者は、自ら供述書を作成することもできる。

④各取調べは、4 時間を超えてはならない。

⑤必要がある場合又は緊急の場合を除き、夜間に証言を聴取することは許されない。必要がある場合または緊急の場合は、証言記録にその理由を明記しなければならない。

⑥虚偽、強制、脅迫、暴行、拷問による取調べは許されない。違反した場合、法令に従い、刑事手続が取られ、生じた損害への補償をしなければならない。

⑦被疑者の証言聴取は、この法律 100 条に従い記録しなければならない。

#### **第 117 条 (改正) 18 歳未満の子供、聴覚、視覚、言語障害者、知的・精神障害者からの事情聴取**

18 歳未満の子供、自身で権利を行使することが困難な聴覚、視覚、言語障害者、知的・精神障害者から証言を聴取する場合、法律に従い、両親、後見人、教師、弁護士その他の保護者の参加が必要であり、この法律 100 条に従い記録しなければならない。

#### **第 118 条 (改正) 証人からの事情聴取**

証人からの事情聴取は、この法律 115 条に従い行わなければならない。

②複数の証人からの事情聴取は、各人個別に行わなければならない、お互いに話し合うことは許されない。

③18 歳未満の子供、聴覚、視覚、言語障害者、知的・精神障害者の証言を聴取する場合、法律に従い、両親、後見人、教師、弁護士その他の保護者の参加を求めなければならない。

#### **第 119 条 (改正) 対質**

証言が食い違う場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、同時に質問をする権限を有する。ただし、同時に二人を超えて聴取することはできない。

②同時に聴取する前に、参加者に対して、証言拒否又は虚偽の証言に対する責任を告知しなければならない。権利義務を告知されたことは、対質証言記録に記録しなければならない。

③対質開始前に、相互の関係を尋ね、かつ、明確にすることが求められている事項を告知しなければならない。

④証言聴取後、更に各人それぞれに質問することができ、この法律 100 条の規定が定める記録に記録しなければならない。

## 第 120 条（改正） 識別及び確認

識別（面割り）とは、証人又は被害者が、被疑者が目撃した犯人であると証言する捜査手段である。

②確認とは、証人又は被害者が、（証拠）物が犯罪に関するものである、あるいは目撃した死体であると確認証言する捜査手段である。

③必要がある場合、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、証人、被害者又は被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）に、個人を識別させ、物、死体を確認させなければならない。

④識別又は確認前に、個人を識別し、物又は死体の確認を行う者は、遭遇した、又は目撃した状況について証言し、個人、物、死体の痕跡、構図、特徴を述べなければならない。

⑤識別を行う場合、識別される個人は、少なくとも 3 人の外見の似た個人とともに並び、かつ、識別を行う者については秘密とし、その安全を確保して行わなければならない。

⑥物の確認を行う場合、少なくとも 3 つの特徴の似た、同じタイプのもものと一緒に並べた上で、確認を行わなければならない。

⑦識別及び確認は、この法律 100 条の規定に従い記録しなければならない。

## 第 2 節 財産の搜索差押保全

### 第 121 条（改正） 搜索

搜索は、検察庁の長又は裁判所の命令状があるときに限り行うことができる。ただし、現行犯又は緊急の場合を除く。この場合、搜索完了後 24 時間以内に検察庁の長に報告しなければならない。

②搜索令状は署名された日から効果を有し、24 時間以内に実施されなければならない。

③捜査開始前後、搜索に参加する者は、その場所、車両の所有者又は搜索を受ける個人に対し、誠実に振る舞わなければならない。

### 第 122 条（新） 搜索に至る原因

建造物、車両、個人の搜索を行う原因は以下のとおり

1. 当該場所、車両又は個人が違法な、又は犯人から取得した物、あるいは、その他犯罪に関する書類を有していると疑う確実な情報がある場合

2. 犯罪に関する書面又は物的証拠を収集する必要がある場合

②場所及び車両の搜索は、犯人を発見するためにも行うことができる。

### 第 123 条（改正/旧 52 条） 建造物（khehasatan）の搜索

建造物とは、家屋及び敷地内の物、家族が恒常的に使用する船、はしけ（浮き台/いかだ）、事務所、ゲストハウス、ホテル、工場その他の建造物をいう。

②建造物の搜索は、村行政機関（Village authorities）、家屋の所有者及び少なくとも証人2人の立ち会いで行わなければならない。事務所、組織、会社の搜索の場合、その代表者（代理人）の立会いが必要である。

③（寺院の）僧房、金堂（仏殿）、教会、堂（Hall）、宗教的場所に所在するその他のものなど、宗教的場所の搜索の場合、寺の住職、司祭の長、担当者又は関係宗教組織の代表者（代理人）の立会いが必要である。

④建造物又は宗教的場所の搜索は、午前6時から午後6時までの間に行わなければならない。搜索を開始したものの、午後6時までに終了しない場合、終了まで継続することができる。搜索をする場合、担当捜査官は、搜索が終了するまで、個人がその場所から出ること、その場所へ立ち入ること、内部と外部とで連絡を取ることを禁止する権限を有する。

⑤物品、書類は、犯罪又は不法行為に関係ある場合に限り差し押さえることができる。

#### 第124条（改正/旧53条）車両及び個人の搜索

違法なものを隠している、又は犯人が隠れている疑いのある車、船その他の車両の搜索は、いつでも行うことができるが、当該車両の所有者の立ち会いがなければならない。

②逮捕されている者、勾留されている者、違法なものを隠していると疑われる者の搜索は、検察庁の長又は裁判所の命令なく行うことができる。

③女性に対する搜索を行う捜査官は、同性でなければならず、隠れ場で行わなければならない。

#### 第125条（改正/旧54条）搜索の記録

建造物、車両、又は個人を搜索した場合、搜索をした捜査官は、搜索の記録を作成し、その場で詳細に、形、量、質について記載した押収物（コンカーン）のリストを作成しなければならない。

②建造物の搜索記録は3部作成し、参加者のいる場で読み上げ、証拠として、参加者が署名し、拇印を押さなければならない。1部は事件ファイルに保管し、1部は建造物の所有者又は事務所、組織、会社の代表に渡し、1部を村行政機関（Village authorities）に渡さなければならない。

③車両及び個人の搜索記録は、同様の方法で3部作成し、1部は事件ファイルに保管し、1部は、車両の所有者又は搜索された個人に渡し、1部は訴追に責任を有する（実施担当）捜査官に渡さなければならない。

④搜索は、この法律100条の規定に従い記録しなければならない。

#### 第126条（新）搜索の際の物、書類の差押

建造物、職場、車両及び個人において、捜査官は、事件の証拠又は押収物となる物品または書類を差し押さえる権限を有する。差押した財物又は書類の保管は、この法律 30 条の規定に従い行わなければならない。

②捜索における物又は書類の差押は、記録しなければならない。その記録は、日時、捜索の場所、捜索に参加した者の氏名、役職、差し押さえた物の目録を記載しなければならない。記録した後、参加者に読み上げ、参加者に署名、拇印を押捺させなければならない。

③物又は書類の差押は、この法律 100 条の規定に従い記録しなければならない。

### 第 127 条（新）郵便、小包、FAX の差押

郵便、小包、FAX が犯罪に関わると疑われる場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、必要または緊急な場合を除き、差押命令を発付しなければならない。必要又は緊急な場合、かかる差押後、記録を作成し、24 時間以内に検察庁の長に報告しなければならない。

②かかる差押前に、差押命令を実施する捜査官は、郵便局責任者に告知し、手続に協力させ、立ち合わせなければならない。

③差押の記録は、郵便局の責任者が署名し、この法律 100 条の規定に従い作成しなければならない。

### 第 128 条（新）刑事手続に有益な財産の保全

捜査において、捜査機関の長は、損害賠償、罰金、裁判手数料のため、又は国家財産に没収するために、事件に関連する財産の差押又は保全命令を発付する権限を有する。

②差押財産又は保全財産は、関係機関、又は財産の所有者が管理者として保管し、その財産に対する責任を持つ。売買し、担保に供し（質入れ）、移動し、隠し、横領し、あるいは損傷させたなど違反した場合は、管理者は、法律に従った責任を負う。

③差押及び保全は、財産の所有者、又はその家族、村行政機関（Village authorities）、関係組織の代表者及び 2 以上の証人の立ち会いのもと、行わなければならない。

④財産の差押又は保全は記録し、この記録には、差押又は保全を行った捜査官の氏名、職責、各参加者の氏名、年齢、国籍、職業、差押又は保全財産の種類と量、更に（処分などの）禁止事項を記載しなければならない。

⑤差押又は保全の記録は 3 部作成し、1 部は差押又は保全財産の所有者に、1 部は差押又は保全財産のある村行政機関に、1 部は事件ファイルに保管しなければならない。

⑥財産の差押又は保全は、この法律 100 条の規定に従い記録しなければならない。

## 第 3 節 現場検証、検視、

### 第 129 条（改正/旧 47 条）現場検証

犯罪の状況を明らかにする狙いとして、犯罪の証拠及び物的証拠等の証拠を探すため、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、現場を検証し、証拠物、書類その他犯罪に関連する物を収集しなければならない。

②事件現場の検証は、捜査開始の前後に行うことができる。

③事件現場の検証は、必要なとき、又は緊急時を除き、午前6時から午後6時までの間に行わなければならない。午後6時までに検証作業が終了しない場合、終了まで継続することができる。

④事件現場の検証の際は、2人以上の証人を立ち合わせなければならない。必要な場合、モニタリングのために検察官、及び村行政機関（village authorities）の代表者に立ち会いを求めなければならない。

⑤捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、事件現場の検証に、被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）を同行させ、被害者、証人、関係専門家及び熟練者を召喚・招聘して立ち合わせる権限を有する。

⑥事件現場の検証において、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、事件の場所の見取図を書き、犯罪に関連する証拠物を収集し、痕跡を収集し、写真を撮影しなければならない。

### 第130条（新）身体検査

捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、事件に対して重要性を有する、犯罪の痕跡、その他の痕跡を探すために、拘束、逮捕、勾留されている者、被害者、証人の身体を検査しなければならない。

②身体検査を行う者は、被検査者と同性でなければならず、少なくとも2人の同性の証人がいなければならない。必要な場合、医師が立ち会うこともできる。

③被検査者の、名誉、健康を害することは許されない。

### 第131条（改正/旧48条）検視/検死

死因が不明な死体は、検視しなければならない。

②捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、事件発生現場で、二人以上の証人、検視官、専門家又は熟練者立ち会いのもと、死体を検視しなければならない。必要な場合、村行政機関（Village authorities）の代表者の立ち会いを求めることができる。

③検査のための解剖又は埋葬された死体の検視は、捜査機関の長又は検察庁の長の命令、検死官（法医学者）の立ち会いがなければならず、家族親族への告知報告をしなければならない。必要な場合、専門家又は熟練者及び証人に立ち会いを求めなければならない。

④検視は、立ち会い、及び monitoring/inspection のために、検察庁の長に知らせなければならない。

### 第132条（改正）検証の記録

現場検証、検視において、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、直ちに（その場で）記録を作成しなければならない。この記録には、場所、日にち、開始・終了時

刻、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官、参加者の氏名、住所、職業、職責、見分した状況、発生した出来事、差し押さえた物（種類、量、外形、大きさ、重量そして質）を記載しなければならない。

②記録及び図表を作成後、関係者に読み上げ、関係者は、署名し、拇印を押捺しなければならない。

③現場検証又は検視は、この法律 100 条の規定に従い記録しなければならない。

### 第 133 条（改正/旧 50 条） 専門家、熟練者の選任

死因が不明な場合、強姦、被疑者（プートゥクハー）の年齢や責任能力に疑問がある場合など鑑定の必要がある場合、捜査機関の長、または、検察庁の長は、鑑定をさせる検死官（法医学者）、専門家、熟練者を選任する命令を発付しなければならない。

②かかる命令には、検死官（法医学者）、専門家、熟練者の氏名、鑑定を必要とする事項、鑑定期間、専門家、熟練者の権利義務を記載しなければならない。

③捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、かかる命令を被疑者（プートゥクハー）、被害者、民事原告、民事責任者に告知しなければならない。かかる者は、選任命令を告知された日から 7 日以内に、専門家、熟練者の選任に異議を申し立てる権利を有する。

④鑑定終了後、専門家、熟練者は、鑑定書を作成し、鑑定期間内に、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官に送らなければならない。

⑤鑑定は、一人又は複数の専門家、熟練者により、又は複数回にわたり行うことができる。再鑑定は、前の鑑定より多い人数の専門家、熟練者で行わなければならない。

### 第 134 条（改正/旧 57 条） 再現

情報の正確性の検証、確認のため、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官は、被疑者、被告人に再度行為を示させることにより、情報の再評価をすることができる。再現は、写真を撮影し、計測し、図を作成しなければならない。

②再現は、二人以上の立ち会いが必要であり、被害者も立ち合わせることができる。必要な場合、検察庁の長及び専門家、熟練者も立ち会うことができる。

③再現は、生命、健康、環境、名誉侵害に関する危険がない場合に限り行うことができる。

④再現は、この法律 100 条の規定に従い記録しなければならない。

## 第 4 節 強制手段

### 第 135 条（新） 強制手段を使用するに至る基礎

犯罪を止めるため、または、被疑者（プートゥクハー）、被告人が、捜査、起訴、審理判決に困難をもたらす確実な根拠がある場合、及び、判決執行を確実にするため、捜査機関、検察庁及び裁判所は、この法律 136 条に定める強制手段を用いる権限を有する。

### 第 136 条 強制手段の種類

強制手段の種類は以下のとおり。

- ・連行
- ・拘束（ガックトゥア）
- ・逮捕
- ・（仮）勾留（ガッカンパーン）
- ・保釈
- ・（在宅）軟禁
- ・職責の停止

### 第 137 条（改正）連行

勾留（ガッカンパーン）されていない被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）、証人、民事原告、民事責任者が 3 回召喚状を受け取ったにもかかわらず、十分な理由なく出頭しない場合、捜査機関の長、検察庁の長又は裁判所は、連行命令を発付する。

②連行命令は、被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）が逃走しようとした場合、又は定まった住所がない場合を除き、午前 6 時から午後 6 時までの間に限り執行できる。

③かかる命令の執行は、警察又は軍事関係犯罪の場合軍の権限義務である。連行する前に、まず対象者に命令を読み上げなければならない。

④妊婦または動けない病人を連行することは禁止する。ただし、医師の証明を要する。

### 第 138 条（改正）拘束（ガックトゥワ） Detention

被疑者（プートゥクソンサイ）から供述を聴取した際、法律で自由刑が定められた罪を犯した確実な証拠がある場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、捜査を行うため、48 時間拘束する命令を発することができる。但し、捜査機関の長は、24 時間以内に検察庁の長に対して書面で報告しなければならない。

②拘束する場合、捜査官又は検察官は、拘束命令を読み上げ、被拘束者の権利義務を告知し、24 時間以内に、家族、職場、所属する組織、又は企業に拘束場所を伝えなければならない。

③拘束命令発付後の、定められた 48 時間経過後、捜査官又は検察官は、以下のいずれかの意見を発しなければならない。

1. 捜査開始命令を発付する確実な証拠がない場合、捜査官は、捜査機関の長からの釈放命令を求めなければならない。また、検察庁の長に直ちに書面で報告しなければならない。検察官は、検察庁の長からの釈放命令を求めなければならない。
2. 捜査開始命令を発付する十分な証拠がある場合、捜査機関の長は、捜査開始命令を発付しなければならない。検察官は、検察庁の長からの捜査開始命令を求めなければならない。
3. 捜査を行うため、（仮）勾留を継続する必要がある場合、捜査機関の長又は検察官は、検察庁の長からの命令を求めなければならない。

④捜査機関の長又は検察官から（仮）勾留の請求を受け取った場合、検察庁の長は、24時間以内に、釈放か（仮）勾留の決定をしなければならない。

### 第 139 条（改正） 逮捕

逮捕は、この法律 140 条で定める現行犯及び緊急の場合を除き、検察庁の長又は裁判所の逮捕状により行わなければならない。

②検察庁の長又は裁判所は、以下の要件に基づいて、逮捕状発付を検討しなければならない。

1. 捜査開始命令の有無
2. 法律で自由刑が定められている犯罪かどうか
3. 確実な証拠の有無

③そのほかの条件として、被疑者（プートゥクハー）が逃走、証拠隠滅、更に罪を犯すおそれ、被害者や証人に危害を加えるおそれの有無、あるいは、被疑者が、被害者その他の者に危害を加えられるおそれの有無による。

④僧侶または見習い僧を逮捕する場合、代表僧（住職）又は当該宗教機関の代表者に、逮捕前に法衣をはく奪するために通知しなければならない。他の宗教で叙任された者の場合、当該宗教機関の代表に逮捕の通知をしなければならない。

⑤逮捕する場合、捜査官は、逮捕状を読み上げるとともに、被疑事実、権利義務を被逮捕者に告知しなければならない。

⑥被疑者（プートゥクハー）を逮捕後、捜査官又は検察官は、直ちに被逮捕者の供述を聴取し、24時間以内に検察庁の長官に書面で報告しなければならない。

⑦逮捕から 24 時間経過後に、捜査官又は検察官は、釈放か（仮）勾留かの意見を決めなければならない。

⑧釈放しなければならない場合、または、捜査のため（仮）勾留の必要がある場合、捜査機関の長又は検察官は、検察庁の長に対して、釈放命令又は（仮）勾留命令を請求しなければならない。

⑨捜査機関の長又は検察官の釈放、又は（仮）勾留請求受理後、検察庁の長は、24 時間以内に、釈放又は（仮）勾留命令発付の決定をしなければならない。

⑩逮捕は、犯罪及び被逮捕者の特性に適した方法手段で行わなければならない。

⑪被逮捕者を殴打又は拷問することは禁止する。

⑫あらゆる場合において、逮捕は、24 時間以内に、家族、村行政機関（village authorities）、勤務先、（所属する）組織、企業へ、拘束場所とともに通知しなければならない。

### 第 140 条（改正） 現行犯逮捕、緊急逮捕

現行犯とは、以下の場合の個人の犯罪をいう：

1. 現に犯行を行っている又は犯行を終えたばかりの個人
2. 犯行を行って現に追跡されている個人、犯行を目撃されている個人、又は被害者が、犯人であると特定している
3. 犯罪発生直後に、身体、自宅、職場に犯罪の痕跡がある個人

② 緊急逮捕<sup>5</sup>とは、以下の場合の個人の犯罪をいう：

1. 犯行を行った疑いのある個人が、疑わしい経歴を有する、又は住所が不明
2. 犯行を行った疑いのある個人が、逃走しようとしている

③現行犯逮捕及び緊急逮捕は、検察庁の長又は裁判所の命令は不要である。ただし、緊急逮捕は捜査官のみ行うことができる。

④捜査官ではなく、私人による逮捕の場合、直ちに捜査官に被逮捕者を引き渡さなければならない。遠方/僻地で逮捕した場合、7日以内に被逮捕者を捜査官に引き渡さなければならない。

#### 第 141 条 (改正) 逮捕の記録

いかなる場合も、逮捕は、証拠として使用されるよう記録しなければならない。

②逮捕記録には、捜査官の氏名、階級、役職、職責、事務所、被逮捕者の氏名、年齢、職業、階級、役職、職責、住所、逮捕の日時、場所、被疑事実、逮捕に至る理由、情報証拠を記載しなければならない。

③逮捕記録には、差押えられた物及び被逮捕者の所持品の名称、量、種類、重量、質、特徴、特性を記録しなければならない。

④被逮捕者の適法な所持品は、すべて元の状態で、家族に返却しなければならず、被逮捕者立ち会いのもと、受領記録を作成しなければならない。これらのものが、完全でない、または元の状態でない場合、担当官は、刑法に従い刑事責任を負う。

⑤逮捕記録作成後、参加者に読み聞かせ、署名拇印をさせなければならない。

#### 第 142 条 (改正) (仮) 勾留

(仮) 勾留は、裁判所の確定判決前の一時的な拘束をいう。

② (仮) 勾留は、検察庁の長又は裁判所の書面による命令が必要であり、この法律 139 条が定める要件に基づかなければならない。

③被勾留者は、受刑者と分けて、かつ、無罪と推定されているため、適切に収容しなければならない。

④ (仮) 勾留期間は、この法律 111 条の規定によるものとし、刑期から差し引く。

#### 第 143 条 (改正) 保釈

保釈は、裁判所の判決前に被疑者 (プートゥクハー) を一時的に釈放することをいう。

②保釈は、検察庁の長又は裁判所の書面による命令が必要である。

③事件手続中、検察庁の長又は裁判所は、職権で、又は、被疑者、その所属組織、代理人、配偶者、後見人、親又は近親者の請求により保釈を決定することができる。

④保釈は、以下の要件に基づく：

1. 法律が 3 年以下の自由刑を定めている Major Offence の場合。ただし、反省の見られない再犯又は常習犯を除く。

---

<sup>5</sup>直訳では「緊急な場合の犯罪」

2. 被疑者又は被告人が、逃走しない、証拠を破棄しない、更なる罪を犯さない、被害者、証人に危害を加えない、または、被疑者（プートゥクハー）が他人から危害を加えられないという信用できる情報がある場合。
- ⑤被疑者（プートゥクハー）、所属組織、その代理人、配偶者、後見人、親又は近親者の請求による保釈の場合、事件により、保釈保証金を納めさせる。
- ⑥保釈を受けた者が手続から逃走した場合、保釈保証金は、まず損害賠償に充当し、残りは裁判所の判決に従い、国家に帰属する。保釈を受けた者が、保釈の条件に従い、義務を正しく、完全に履行した場合、保釈保証金は、納めた者に返還する。

#### 第 144 条（改正）（在宅）軟禁<sup>6</sup>

（在宅）軟禁とは、被疑者（プートゥクハー）または被告人が、訴訟手続を確実にするために定められた場所から外出することを禁止することをいう。

- ②（在宅）軟禁は、捜査機関の長、検察庁の長又は裁判所からの、被疑者又は被告人が、特定の場所から外出することを禁止する命令が必要である。
- ③捜査機関の長、検察庁の長又は裁判所は、（在宅）軟禁命令を、被疑者又は被告人が居住する村行政機関（Village Authorities）に送達しなければならない。村行政機関は、その命令が解除されるまで、監視監督しなければならない。
- ④被疑者または被告人が、（在宅）軟禁命令に違反した場合、より厳しい手段を用いることができる。

#### 第 145 条（改正）職責の停止

職責の停止は、犯罪がその職責に関連するために、捜査を妨げることがないように、被疑者（プートゥクソンサイ、プートゥクハー）の職責を中止することをいう。

- ②職責の停止には、検察庁の長の書面による命令が必要である。
- ③職責停止命令は、職責停止を検討するために、被疑者の所属組織に送付しなければならない。職責を停止された者は、通常の給料を受け取る権利を有する。
- ④検察庁の長は、継続する必要がないと認めたとき、職責停止命令を解除することができる。

### 第 5 節 捜査の中止、却下、終了

#### 第 146 条（改正）捜査の中止

捜査の中止は、以下のいずれかの事由による捜査の一時中断である。

1. 被疑者が隠れ、逃走し、または所在不明
2. 犯人を特定できない
3. 被疑者が重病又は精神障害で医師の証明がある

---

<sup>6</sup>必ずしも自宅とは限らず一定の場所

- ②1号2号で定められた事由による中止については、捜査期間が経過した場合のみ、行うことができる。
- ③1号の事由による中止については、捜査を中止する命令を発する前に、捜査機関の長は、逮捕命令を請求し、被疑者を捜索し逮捕しなければならない。
- ④捜査が、3号の事由で中止する場合、捜査機関の長又は検察の長は、被疑者（プートゥクハー）を治療に送る命令を発付しなければならない。
- ⑤捜査中止は、捜査機関の長、又は検察庁が捜査を行っている場合は検察庁の長の命令がなければならない。捜査機関の長の中止命令は、24時間以内に検察庁の長に報告しなければならない。
- ⑥複数の被疑者がいるものの、捜査中止事由がすべての被疑者には該当しない場合、捜査の中止は、当該中止事由のある被疑者のみ行われる。
- ⑦被害者又は民事原告には、命令発付後平日3日以内に捜査中止命令を告知しなければならない。それらの者は、受領後7日以内に異議申し立てをする権利を有する。
- ⑧捜査機関の長からの中止命令に対する異議申し立ては、同級の検察庁に行わなければならない。検察庁の長からの中止命令に対する異議申し立ては、上級の検察庁の長に行わなければならない。さらに、不服がある場合、7日以内に破棄を求める権利を有する。
- ⑨中止された刑事事件は、告訴時効期間経過により終了（却下）する。

#### 第147条（改正）中止された捜査の再開

捜査中止の原因がなくなり、公訴時効期間が満了していない場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、中止された捜査を再開する命令を発付しなければならない。

#### 第148条（改正）事件却下

事件却下（終了）は、以下の事由により、捜査を停止することをいう：

1. この法律6条に定める事由がある
  2. 被疑者（プートゥクハー）が犯人であるとする十分な証拠がない
- ②事件却下の場合、検察官は、直ちに被疑者を釈放する命令を出さなければならない。また、被疑者が所有する押収物で、合法的なものを返還しなければならない。
- ③事件却下には以下の2種類がある：
- －法律による却下
  - －証拠による却下
- ④法律による却下は、本条1号に定める却下である
- ⑤証拠による却下は、本条2号に定める却下である
- ⑥事件却下命令は、発付後平日3日以内に、被害者又は関係する民事原告に告知しなければならない。それらの者は受領後7日以内に異議を申し立てる権利を有する。
- ⑦捜査機関の長の事件却下命令は、同級の検察庁の長に対して異議申し立てしなければならない。検察庁の長の事件却下命令は、上級の検察庁の長に対して異議申し立てしなければならない。更に不服がある場合、7日以内に破棄を求める権利を有する。

⑧事件却下の場合、捜査摘要書は、捜査の状況、事件却下の理由根拠を明らかにしなければならない。

#### 第149条（改正） 却下された捜査の再開

法律による却下の場合、捜査を再開することはできない。

②証拠による却下の場合、捜査を再開することができる。

③却下された事件の再開は、新しい証拠があり、告訴時効期間が経過していない場合に行うことができる。

④却下された事件の捜査を再開する場合、検察庁の長が、却下命令を取消、捜査再開命令を発付しなければならない。

#### 第150条（新） 捜査の終了

捜査は、捜査機関の長、捜査官、検察庁の長、検察官が捜査を終え、捜査摘要書をまとめることで終了する。

②捜査摘要書は以下の内容とする：

－犯罪の状況

－犯罪を確認する証拠

－捜査に関する意見

－行われた強制手段

－証拠品、及び、判決執行を確実にするために用いた捜査手段、差押、保全

－起訴に至った根拠理由とともに事件解決のための提案

③その後、事件ファイルをまとめ、証拠品とともに、3日以内に検察庁に送付する。事件却下命令が発付された場合、直ちに検察庁に報告しなければならない。

### 第7章

#### 捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察庁の権限義務 及び裁判所への（捜査開始命令後の）被疑者の起訴

#### 第1節

##### 捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察庁の権限と義務

#### 第151条（改正） 検察庁の権限と義務

捜査機関の法律適用の監督監査において、検察庁は以下の権限と義務を有する

1. 告訴、捜査開始、犯人の起訴、犯人が訴訟手続から逃走しないための手段の使用
2. 捜査手続における規則遵守の監督監査
3. 違法な拘束、逮捕、勾留を避けるための監督監査
4. 無実の者が処罰されるのを避けるための監督監査
5. 監査のために捜査機関に犯罪に関する事件ファイル、書類、情報等を要求すること
6. 刑事事件捜査に参加すること、必要がある場合、自ら捜査手続を行うことができる
7. 適法でない、又は根拠のない捜査機関の長の命令を取り消すこと

8. 刑事事件捜査、犯人の捜査、犯罪の解釈、捜査における手段の利用に関して書面による指導・指示を出す。
9. 連行状、逮捕状、勾留状、建造物の搜索状を発付する、及び保釈命令を出す
10. 捜査期間及び勾留期間をこの法律に定められた通り延長する
11. 事件記録を補充捜査の指示とともに捜査官又は検察官（検察職員）に差し戻す
12. 法律に違反した捜査官、検察官に捜査を中止させ、違反が刑法犯と認めた場合、事件手続きを行う。
13. この法律 146 条又は 148 条に定められた事由により事件を中止、又は終了する
14. 法律で定めるその他の権限義務を行う。

### 第 152 条（改正/旧 74 条）事件検討と付意見の期間の規定

検察庁の長は、捜査機関又は検察官（検察職員）から受理した事件を、受理した日から 15 日以内に検討（コンクワ）し、以下のいずれかの命令を発付しなければならない。

1. 捜査がまだ完全でない場合、検察庁の長は、事件ファイルを、補充捜査の指示書面とともに、捜査機関または検察官（検察職員）に送り返さなければならない。
  2. この法律 146 条に定める捜査中止事由がある場合、検察庁の長は、事件中止命令を発付しなければならない。
  3. この法律 148 条に定める事件終了原因がある場合、検察庁の長は、事件終了命令を発付しなければならない。
  4. 捜査機関の長、捜査官、または検察官（検察職員）が行った強制手段が事件の実際の状況に適切でない場合、検察庁の長は、その変更、追加、取消または破棄をすることができる。
  5. 確実十分な（情報）証拠がある場合、検察庁の長は、被疑者を裁判所へ起訴する命令を発付しなければならない。
- ②上記意見を表した後、検察庁の長は、被疑者（プートゥクハー）、被害者、民事原告、民事責任者に対し、命令発付の日から平日 3 日以内に告知しなければならない。
- ③当事者は、事件ファイルを見る、検察庁の長の命令を読む、事件ファイルの中の書類をメモし、コピーする権利を有する。
- ④検察庁は、起訴命令と事件ファイルを証拠品とともに、起訴命令発付の日から平日 3 日以内に、裁判所に送付しなければならない。
- ⑤検討している事件が権限義務の範囲外である場合、検察庁の長は、権限義務のある検察庁に事件ファイルを送らなければならない。
- ⑥控訴または上告における検察庁の事件検討・付意見の期間は、事件ファイル受領後 30 日以内とする。

### 第 153 条（新）補充捜査のため事件ファイルを送り返す

事件ファイルを検討後、以下の場合、検察庁は、補充捜査のため、事件ファイルを検査機関に送り返すことができる

1. （情報）証拠収集がまだ完全でなく、検察庁が補充捜査を自ら行うことができない

2. 被疑者についてほかに捜査を開始をする根拠がある場合、または、同一事件において他の関与者がいる場合で、まだ捜査手続が行われていない

3. 刑事訴訟法違反がある

②事件ファイルを捜査機関に送り返す場合、検察庁の長は、補充捜査の指示をしなければならない。

③捜査機関は、追加捜査指示書受領後 30 日以内に、関係検察庁に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。

## 第 2 節 裁判所への起訴

### 第 154 条（新）被疑者の裁判所への起訴

裁判所への被疑者の起訴は、検察庁の長による、裁判所に審理判決（裁判）をさせるための、被疑者を訴追する起訴命令の発付である。

②起訴状には以下の事項を記載しなければならない

1. 起訴命令を発付した年月日及び場所

2. 起訴命令を発付した者の氏名、官職、職務、署名

3. 被疑者の氏名、年齢、国籍、民族、職業、IDcard or Family book number、住所

4. 被疑事実、勾留、保釈の年月日、勾留場所、刑罰を定める刑法その他の法律の（適用）条文

③検察庁の長は、事件ファイルを裁判所に送る少なくとも平日 3 日前に、被疑者、弁護士その他の保護者に起訴状を告知し、受領サインをさせなければならない。起訴状にサインしない場合、その旨を記録する。

④裁判所に被疑者を起訴した場合、裁判所が法律に従って検討するため、事件ファイルと証拠品を送らなければならない。

### 第 155 条（新）裁判所に送らない子供の犯罪

15 歳以上 18 歳以下の子供により行われた軽犯罪(Minor offense)、Major offense であって、社会的に重大な危険でなく、法律によって 3 年未満の自由刑が定められているものは、裁判所に送らず、子供の権利利益保護法及び刑法による。

### 第 156 条（新）（カムタレーン）

「カムタレーン」とは、検察庁の長の意見であり、被告人の犯罪の分析を裁判所に表し、犯罪の 4 構成要素（物質的、客観的、主観的、行為者）、刑事責任を加重軽減する根拠、その他の事件に関する重要な条件、刑法その他の刑罰を定める法律、刑事訴訟法、検察庁法その他の関係法律を示すものである。

②被疑者、弁護士その他の保護者は、カムタレーンを読み、メモを取り、コピーする権利を有する。

③検察庁のカムタレーンは、特別規則に定める。

### 第3節 直接起訴

#### 第157条（新）裁判所への直接起訴

裁判所への直接起訴は、検察庁の長が、捜査を開始せずに、裁判所に被疑者（プートゥクハー）を起訴することである。

#### 第158条（新）直接起訴の条件

直接起訴の条件は以下のとおり。

1. 犯罪が、軽犯罪又は3年未満の自由刑を定めている major offense
2. 犯行が目撃されている、被疑者（プートゥクハー）が自白しているなど証拠が完全である

#### 第159条（新）直接起訴手続

この法律158条に定められたとおり完全な状況がある場合、捜査機関の長、検察職員は、発生の日又は報告された日から48時間以内（地方の場合、7日以内）に事件ファイル、証拠品、被疑者（プートゥクハー）を検察庁に送らなければならない。

②検察庁の長は、事件ファイル受領後48時間以内に直接起訴しなければならない。

## 第8章 第一審裁判所における訴訟手続

### 第1節 刑事第一審裁判所の権限（管轄）

#### 第160条（新）刑事第一審判決において権限（管轄）を有する裁判所

第一審において刑事事件判決権限を有する裁判所は以下のとおり

1. 地区人民裁判所は、少年事件を除いて、3年未満の自由刑が定められた刑事事件の第一審審理判決権限を有する。
2. 県、首都人民裁判所は、地区人民裁判所の管轄外の刑事事件の第一審審理判決権限を有する。
3. 地域軍裁判所は、軍事的領域に関わる犯罪または、軍事制限地域における犯罪に関する刑事事件の第一審審理判決権限を有する。

#### 第161条（新）地区、県、首都人民裁判所の権限（管轄）

地区人民裁判所、県、首都人民裁判所の審理判決は以下のとおり行う

1. 刑法その他の法律が、3年未満の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である
2. 刑法その他の法律が、3年以上の自由刑を定める各犯罪、少年裁判所がない場合の各少年犯罪は、県、首都裁判所の管轄である。
3. 複数の参加者がいる刑事犯罪では、3年以上の自由刑が定められた犯罪に該当する者がいる場合は、県、首都人民裁判所の管轄である。

## 第 162 条（新）裁判所の土地管轄

刑事事件判決における人民裁判所、軍裁判所の（土地）管轄は以下のとおり：

1. 犯罪が行われた場所の裁判所。ただし、安全と公正を確保するため必要がある場合を除く。その場合、最高人民裁判所長官は、ほかの場所の裁判所の管轄に合意する権限を有する。
2. 一人の個人が複数の場所又は複数の県で犯した犯罪については、この法律 97 条の定めるところによる。
3. 犯罪が、国内国外で業務を行う、ラオス人民民主共和国の飛行機、船、客船、貨物船内で行われた場合、ラオス国内の最初の寄港地が管轄裁判所となる。
4. 海外で罪を犯し、ラオス国内で訴訟手続を受けるラオス国民については、その者の、ラオス国内における直近の住所地の県又は首都人民裁判所が管轄を有する。直近の住所地が不明の場合、最高人民裁判所の裁判長が管轄を有する裁判所を決定する。

## 第 163 条（新）裁判所の権限（管轄）に関する裁定

争いがある場合、裁判所の管轄に関する裁定は以下のとおりとする：

1. 同一県又は首都の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、県又は首都人民裁判所長が行う。
2. 異なる県の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、地域人民裁判所長が行う。
3. 県、首都人民裁判所の管轄に関する裁定は、最高人民裁判所長官が行う。
4. 人民裁判所と軍裁判所の管轄に関する裁定は、最高人民裁判所長官が行う。

### 第 2 節

#### 裁判（ピッチャラナー）のための事件受理

## 第 164 条（改正）裁判のための事件受理

裁判所は、検察庁の長による起訴がある場合に限り、裁判のために事件ファイルを受理する。

## 第 165 条（改正）第一審裁判所における事件検討判決（裁判）のための期間の規定

第一審の地区人民裁判所、県、首都人民裁判所及び地域軍裁判所は、検察庁の長から起訴状を受理した後 30 日以内に事件を検討判決（裁判）しなければならない。

②直接起訴の事件の場合、検察庁の長から直接起訴を受領後 48 時間以内に検討判決（裁判）しなければならない。この場合の裁判所の判決に対しては、控訴することはできるが上告することはできない。

## 第 166 条（改正）裁判所の手段

裁判所における訴訟手続において、裁判所は、この法律が定める捜査手段及び強制手段を行う権限を有する。

②強制手段を実施、変更、取消した場合、裁判所は、直ちに同級の検察庁、被告人、民事原告、弁護人、その他の保護者、拘置所に知らせなければならない。

#### 第 167 条（改正）裁判所による事件検討（コンクワカディー）

検察庁から事件ファイルを受領後、裁判所長は、捜査機関、検察庁の手續、検察庁の長の起訴命令が正しく、完全かどうかをチェックするために他の裁判官に配点する（渡す）。その後、以下の決定をするため、裁判所長に提出させる。

1. 捜査が不十分（不完全）である場合、補充捜査のため、検察庁に事件ファイルを差し戻す
2. まだ裁判所に起訴されていないほかの犯罪又はほかの者（被疑者）がいる場合、追加起訴のため、検察庁に事件ファイルを差し戻す
3. 捜査が適正で、完全である場合、公判を開く日時を決定する

②裁判所長が上記いずれかの決定を発付した後、3日以内に被告人その他の訴訟手続参加者に告知しなければならない。

#### 第 168 条（新）補充捜査のための事件記録の差戻し

裁判所長は、以下の場合、補充捜査のため、あるいは、追加起訴のため、検察庁に事件ファイルを差戻す命令を発付する

1. 重要な証拠の欠如
2. 被告人がほかの犯罪に関与した、あるいは、同一事件で、まだ起訴されていないほかの犯人がいることを示す信頼できる根拠がある

②当該補充捜査（命令）においては、捜査を求める問題点（事項）を記さなければならない。

③かかる補充捜査において、この法律 148 条に定める事件終了の事由がある場合、検察庁の長は、事件終了命令を発付し、その旨裁判所に知らせなければならない。

④検察庁が、裁判所に提案された補充証拠を集められない場合で、かつ、裁判所への起訴を維持する場合、裁判所は公判のため事件を受領しなければならない。

#### 第 169 条（新）事件を公判に付す命令の内容

裁判官が事件ファイルの検討を終えた後、裁判所長は、事件を公判に付す命令を出さなければならない。

②命令の内容は以下のとおり：

1. 被告人の氏名、年齢、国籍、職業及び住所
2. 公訴事実及び起訴状による刑事罰を定めた刑法その他の法律の適用条文
3. 公判の日時、場所

#### 第 170 条（新）証言のための個人又は組織の召喚

審理を包括的、完全、客観的に行うために、裁判所は、この法律 113 条に定めるとおり、関係者及び組織を、証言あるいは、証拠提出のため、召喚する。

### 第3節 公判における訴訟手続に関する規則

#### 第171条（新）第一審裁判合議体

第一審裁判合議体は、裁判長1名、構成員（裁判官）2名の3名の裁判官で構成する。

- ②裁判長は、公判において、審理を公平に指揮する義務を負う。
- ③構成員裁判官は、公判審理の最初から終了まで参加しなければならない。
- ④公判審理の途中で、合議体の裁判官が継続できなくなった場合、裁判長は、交代する裁判官を任命し、審理を再度初めから行わなければならない。

#### 第172条（新）公判の規則

公判開始前、裁判所書記官は、公判参加者に規則を告知しなければならない。

- ②公判参加者は、裁判合議体に敬意を表し、規則及び裁判長の指示に従わなければならない。
- ③裁判合議体が法廷に出入りする際、及び判決が宣告される際は、裁判所に敬意を表するため全員起立しなければならない。
- ④公判審理に参加するために召喚された個人は、裁判長の許可を得て、裁判合議体に意見を述べる権利を有する。健康上の問題がある場合、裁判長は着席することを許可することができる。
- ⑤18歳未満の子供は、子供が犯人（少年犯罪）又は子供が被害者の場合を除いて、公判に在廷することはできない。
- ⑥公判に関する詳細な規則は、別に規則で定める。

#### 第173条（新）公判規則違反者に対する措置

公判規則に違反した者は、警告されるか、退去命令を受けて退去させられるか、必要がある場合その場で訴追される。

- ②公判において、Public security officers（公安職員）は、ルールを維持し、違反者に対する裁判長の命令を執行しなければならない。

#### 第174条（新）検察庁の長の参加

検察庁の長は、同級の裁判所の公判審理に参加しなければならない。あるいは、公判審理に参加させる検察官を任命することができる。

#### 第175条（新）被告人の参加

被告人は、裁判所の召喚状により、公判審理に参加しなければならない。

- ②被告人が、拘束されておらず、正当な理由なく審理に参加しない場合、この法律137条の定めに従って連行される。
- ③被告人が、正当な理由により公判に参加できない場合、裁判所は期日を延期できる。

- ④被告人が、公判中に負傷した場合、裁判所（合議体）は、回復するまで審理を中止しなければならない。
- ⑤被告人が逃走した場合、裁判所（合議体）は逮捕命令を発付する。
- ⑥公判に参加している間における勾留されている被告人は、弁護人その他の保護者とのみ会う権利を有する。その他の者との接触は裁判長の許可を得なければならない。
- ⑦勾留されていない被告人は、開始から終了まで公判に参加しなければならない。

#### **第 176 条（新） 被害者、民事原告、民事責任者の参加**

被害者、民事原告、民事責任者は、裁判所の召喚状により、公判に参加しなければならない。

- ②被害者、民事原告、民事責任者が公判に参加しない場合、合議体は、延期するか、公判審理を継続するか、検討しなければならない。

#### **第 177 条（新） 証人の参加**

証人は、事件の状況を明らかにするために公判に参加しなければならない。

- ②証人が理由なく公判に参加しない場合、この法律 137 条の規定に従って連行される。
- ③証人が参加できないものの、事件に関する詳細な供述を捜査官または検察官（検察職員）に既にしている場合、裁判所は、それらの者の証言記録を公判で読み上げなければならない。裁判所が、重要性かつ必要性のある問題を発見した場合、合議体は審理を延期しなければならない。

#### **第 178 条（新） 弁護人またはその他の保護者の参加**

被告人の弁護人又はその他の保護者は、公判手続に参加する義務があり、公判開始前に書面で裁判所に弁論（カムタレーン）を提出しなければならない。

- ②被疑者（プートゥクハー）または被告人が、18 歳未満の子供、聴覚、視覚、言語障害者、知的、精神障害者、または死刑が定められている犯罪の犯人の場合、弁護人又はその他の保護者の参加が必要である。
- ③弁護人又はその他の保護者が公判に出席しない場合、（それらの者において）公判を延期すべき理由がない限り、裁判所は、規則に従い公判審理を進めるため開廷しなければならない。

#### **第 179 条（新） 専門家（プーシヤオサーン）・熟練者（プーサムナーンガーン）の参加**

専門家又は熟練者は、意見を述べ、説明するために公判に参加しなければならない。

- ②専門家又は熟練者が参加できない場合、合議体は、彼らの参加の重要性と必要性の程度によって、延期するか、審理を継続するかを検討しなければならない。

#### **第 180 条（新） 通訳人の参加**

通訳人は、通訳のために公判に参加しなければならない。

- ②通訳人が参加できない場合、合議体は公判を延期しなければならない。

### 第 181 条（改正） 公判審理の中止及び延期

公判審理の中止は、被告人の傷病、あるいは、能力喪失等審理を妨げる状況による公判の一時停止である。

②審理の延期は、新しい証拠の収集、裁判に重要な参加者の参加の必要性、不可抗力または偶然の出来事により審理期日をほかの日に延期する決定（合意）である。

### 第 182 条（新） 公判延期の期間

合議体は、公判延期の期間を決定（合意）する権限を有する。ただし、1回の延期は決定の日から7日間を超えることはできない。

### 第 183 条（新） 裁判（事件検討判決）の範囲

裁判所は、検察庁の長の起訴、当事者の申立てを受理し、情報証拠及び公判審理の結果に基づき検討しなければならない。すべての起訴、申立ては、法律に従って検討しなければならない。検察庁又は当事者が申し立てていない問題は、裁判所は検討すべきではない。

### 第 184 条（新） 公判の記録

公判の記録は以下の内容を記載する

1. 国名と標語
2. 公判の日時場所
3. 事件番号、年月日
4. 合議体構成員の氏名
5. 検察庁の長又は代表者及び書記官の氏名
6. 被告人、被害者、民事原告、民事責任者、弁護士又はその他の保護者の氏名
7. 公訴事実、身柄拘束、逮捕、勾留の年月日、場所、保釈の年月日
8. 参加者の権利義務の告知
9. 参加者の質問と応答。 撮影、録音されている場合、記録に記載しなければならない。
10. 判決
11. 控訴、異議申立ての権利告知
12. 公判終了時間

②検察庁の長官、又は代表者、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、弁護士、その他の保護者は、署名捺印をする前に、公判記録を読む権利、変更、追加を求める権利を有する。

③署名捺印しない場合、書記官はその旨記録する。

④裁判長と構成員（裁判官）は、公判記録を確認し、書記官とともに署名しなければならない。

⑤公判記録は、事件ファイルに保存されなければならない。

## 第4節 公判開始

### 第185条（新）公判開始手続

公判開始は、以下の手続による

1. 書記官が、在廷している者に、公判規則を告知する。
2. 書記官が、合議体の入廷前に、公判参加者を告知する。
3. 書記官が、審理のために合議体に事件ファイルを渡す
4. 裁判長が、公判開始を宣言し、公判で事件を審議する命令を読み上げる
5. 裁判長が、被告人に、訴追内容を受領しているかどうか尋ねる

### 第186条（新）公判に付された事件の告知

被告人が、検察庁の長の裁判所への起訴命令及び裁判所長の命令を知らされた後、裁判長は、当事者その他の参加者に対して、公判に付された事件を告知しなければならない。

### 第187条（新）合議体裁判官、書記官、検察庁の長の名前の告知

裁判長は、合議体、書記官、検察庁の長の氏名を、裁判長、その他の裁判官、書記官、検察庁の長又は代表者の順で、公判参加者に告知しなければならない。

### 第188条（新）忌避の権利

裁判長は、当事者に対して、合議体あるいはその構成員の誰か、書記官、検察庁の長または代表者、専門家、通訳人を忌避する権利を告知し、意見を尋ねなければならない。  
②当事者は、親族である、利害関係がある、当事者と紛争があるといった場合、合議体または前項に上げられた者を忌避する権利を有する。その場合、裁判長は、非公開室で検討するため、公判を一時閉廷しなければならない。

### 第189条（新）忌避に関する検討結果

非公開室で忌避に関する検討を行った後、合議体は、この法律172条の規定に従い、入廷する。

②忌避に根拠がある場合、忌避される者は交代する。忌避に理由がない場合、裁判長は、合議体を維持し、忌避を申し立てられた合議体その他の者を交代しない理由を述べ、審理を継続しなければならない。

### 第190条（新）専門家及び通訳人の権利義務の説明

専門家または通訳人が公判に参加する場合、裁判長は、氏名、職業、職責を告知し、この法律72、73及び74条に定める権利義務を説明しなければならない。

### 第191条（新）証人の権利義務の説明

各証人の氏名、年齢、職業、住所を告知した後、裁判長は、この法律 70 条に定める権利義務を説明しなければならない。

## 第 5 節 公判審理

### 第 192 条（改正）第一審公判審理規則

第一審公判審理は、直接、口頭、公開（場合によっては非公開）で、連続的に弁論を行わなければならない。合議体は変更しない。

②第一審公判審理中、裁判所は、被告人、被害者、民事原告、民事責任者、証人、専門家、熟練者に対する質問、証言聴取、証拠の証明、検察庁の長の証拠立証、カムタレーン、弁護士その他の保護者の弁論を通して、事件の発生状況を特定しなければならない。

③裁判長は、公判廷において、審理を公平に進行する義務を負う。

④裁判長は、被告人の身上について質問し、検察庁の長の起訴状及び公訴事実を告知する。

⑤合議体は、被害者、民事原告、被告人、民事責任者、弁護士、証人その他の訴訟参加者の証言を聞く。

⑥公判において、検察庁の長及び裁判合議体は、裁判長から許可を得た上、当事者及びその他の参加者に補充質問をする権利を有する。合議体は、公判に事件のすべての証拠（物）を示し、その後、弁論を開始する。

⑦合議体に変更があった場合、公判は初めから行う。

### 第 193 条（新）起訴状朗読

審理前、裁判長は、参加している検察庁の長に起訴状を読み上げるよう促す。

### 第 194 条（新）審理（タイスワンの）方法

審理において、合議体は、審理段階に従い、犯罪に関する各出来事の状況を完全に確定するため証拠を捜さなければならない。

②各質問手続においては、裁判長が最初に質問し、続いて、他の裁判官、検察庁の長、弁護士またはその他の保護者が質問する。合議体、検察庁の長、弁護士その他の保護者は、参加者に質問をする前に裁判長から許可を得なければならない。

③公判審理参加者は、事件の事実を明確にするために、状況に関する質問をすることを裁判長に提案をする権利を有する。

④専門家、熟練者は、意見を述べる事項に関して、参加者に質問をすることができる。

### 第 195 条（改正）被告人の審理（タイスワン）

裁判長は、被告人に、その身上経歴、起訴状の受理、起訴事実、事件の状況を尋ねることにより審理を開始する。その後、裁判長は、まだ明らかでない、完全でない問題その他の問題について審理を進めなければならない。

②複数の被告人がいる場合、合議体は各人に質問をしなければならない。

- ③被告人の証言が他の者に影響を及ぼす場合、合議体は、その被告人の公判を分離しなければならない。この場合、以前の（共同）被告人の証言を、分離された被告人に知らせなければならない。かつ、被告人は、以前の（共同）被告人に質問をする権利を有する。
- ④検察庁の長は、被告人に対する起訴事実に関する状況についての質問をする権限を有する。
- ⑤弁護士その他の保護者は、依頼人の防御権と利益に関する事件の状況について、質問をし、問題を提起する権利を有する。
- ⑥審理参加者は、裁判長に、事件に関する状況の質問を継続するよう提案する権利を有する。
- ⑦被告人が質問に答えない場合、合議体はほかの者に対する質問を続け、事件に係する証拠を調べなければならない。

#### **第 196 条（新） 被害者、民事原告、民事責任者、弁護士またはその他の保護者の審理（タイムスワン）**

被告人に対する質問終了後、合議体は、関連事項について、被害者、民事原告、民事責任者、弁護士その他の保護者に質問しなければならない。まだ完全でない、又は明らかでない事項、あるいは、証言が整合していない部分がある場合、合議体は、質問を続ける。

#### **第 197 条（新） 証人の審理（タイムスワン）**

合議体は、証人が複数いる場合、証人尋問を一人一人別々に行わなければならない。証人が、尋問を受けている他人の証言内容を知らないようにしなければならない。

- ②証人尋問において、合議体は、証人と被告人あるいはその他の事件関係者の関係を知るために質問しなければならない。
- ③合議体は、証人が、認識し、目撃している事件の状況について、明確に証言するように求めなければならない。また完全でない、又は、明らかでない事項があれば質問を続けなければならない。
- ④公判に出廷し、尋問を受けた証人は、更なる質問のため、法廷に在廷しなければならない。
- ⑤証人、あるいは近親者の安全を確保する必要がある場合、合議体は、法律に従って必要な保護措置を採らなければならない。

#### **第 198 条（新） 専門家による鑑定意見陳述**

専門家、熟練者は、裁判所に鑑定を依頼された事項について、鑑定意見を述べるため、裁判所の招聘状に従って公判に参加しなければならない。

- ②公判中、専門家、熟練者は、鑑定書に関して追加意見を述べる権利を有する。
- ③専門家、熟練者が公判に参加できない場合、裁判長は、公判で鑑定書の内容を告知しなければならない。

④検察庁の長、被告人の弁護人その他の保護者、その他の公判参加者は、専門家及び熟練者の鑑定書に意見を述べ、鑑定書で不明な点及び整合しない点について質問をする権利を有する。

⑤必要な場合、合議体は、追加鑑定または再鑑定を提案できる。

### 第 199 条（新）証拠の顕出

検察庁の長、被告人、弁護人又はその他の参加者は、物的証拠に関して意見を述べる。

②物的証拠、写真、図、音声記録、（書面）記録は、公判に提出されなければならない。

③公判に提出された証拠について、合議体は、正しいかどうか、一致しているかどうか、事件に関連するかどうかを調べなければならない。

### 第 200 条（新）審理の終了

審理が完了し、事件の状況がすべて明らかになった場合、裁判長は、参加者に対し、更に提出したい証拠、あるいは、さらに審理をすべき事項の有無を尋ねなければならない。もしその要求があり、理由があるならば、審理は、すべての事項が明確かつ完全になるまで継続しなければならない。

②追加がなければ、審理は終了する。

## 第 6 節 弁論

### 第 201 条（新）弁論規則

公判審理（尋問）終了後、裁判長は、弁論を開始する。

②弁論は、有罪を証明する証拠、及び被告人の刑事責任に関する検察庁の長の説明から開始する。

③被告人は、弁護人またはその他の保護者がいる場合でも、自ら擁護する弁論を行わなければならない。

④民事原告、民事責任者その他の個人は、権利利益を守るために意見を述べる権利を有する。それらの者が、弁護人またはその他の保護者を有する場合、弁護人またはその他の保護者は、かかる個人の権利利益を守るものとなる。

### 第 202 条（新）弁論

被告人、弁護人またはその他の保護者は、公訴事実について意見を述べ、裁判長は、検察庁の長にその意見を述べさせる

②裁判長は、参加者が意見を述べる時間と機会を与えなければならない。ただし、事件に関連のない意見は許可しない。

③民事原告及び民事責任者は、民事的問題について提案/Presentation をする権利を有する。

④弁論において、参加者に意見又は提案がない場合、この法律 203 条に規定する場合を除き、裁判長は、弁論を終結する。

⑤その後、裁判長は、検察庁の長に弁論（論告）をさせる。

### 第203条（新）被告人の最終意見陳述

検察庁の長が弁論（論告）後、裁判長は、被告人に最終陳述をさせなければならない。  
②被告人の最終陳述が、事件に関する重要な新しい状況に関するものであり、かつ、信用できる場合、裁判長は、更に尋問、弁論を行わなければならない。そのような状況がなければ、裁判長は、非公開室での評議のために、公判の一時休廷を宣告する。

## 第7節 非公開室での評議及び判決宣告

### 第204条（改正）非公開室での評議

非公開室での評議において、合議体は詳細に、包括的、十分に、かつ客観的に、また公判での審理（タイスワシ）の結果を基づいて正しく公正に判決をしなければならない。  
②合議体は、非公開室で事件を詳しく検討し、最も経験の浅い裁判官から意見を述べ、裁判長は最後に意見を投じる。多数意見に反対する者は、上級審での検討のために、その意見を書面に表し、事件ファイルにとどめる権利を有する。  
③合議体は、非公開室において、判決案に署名しなければならない。

### 第205条（新）判決

裁判所は、ラオス人民民主共和国の名のもとに判決をする。  
②刑事判決は以下の構成とする  
1. 判決紹介の部分  
2. 事件の内容  
3. 分析  
4. 判決  
③判決については、特別規則で定める。

### 第206条（改正）裁判所の判決宣告

非公開室で評議が行われ、結論に達した後、裁判長は、公開法廷で判決を宣告し、併せて、控訴の権利を告げる。  
②判決宣告において、被告人がラオス語に通じない場合、通訳人が判決全文を通訳しなければならない。

### 第207条（改正）面前での判決、面前とみなす判決、在廷しない判決

面前での判決とは、原告及び被告人が検討に参加した裁判所の判決をいう。ただし、破棄に関する判決を除く。  
②面前とみなす判決とは、被告人、または、民事原告が、裁判所の召喚状を受け取ったものの、理由なく参加しない、または、犯罪が軽い犯罪で、原告または民事原告が、関係者の参加なく審理判決するよう裁判所に提案する場合の、裁判所の判決をいう。この

場合、当事者は、裁判所の判決に異議を申し立てる権利はなく、控訴する権利のみ有する。

③在廷しない判決とは、被告人、民事原告、被害者、民事責任者が、裁判所が召喚状を送っており、受領したとみなされるが、何らかの理由で受領しなかった場合の、それらの者が公判に参加しない判決をいう。このような場合、被告人、民事原告、被害者、民事責任者は、判決を知ってから 20 日以内に異議を申し立てる権利を有する。原審合議体は、第一審審理規則にしたがい、当事者立会いの下、再度判決しなければならない。

## 第 208 条（改正）第一審判決の種類

第一審判決の種類は以下のとおり

### 1. 有罪判決

- 刑の宣告（刑期）、罰金、財産・証拠品の没収、その他刑法に定められた罰
- 全部または一部の執行猶予

### 2. 無罪判決

②被告人が、本条（1 項）1 号に定められた有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、損害賠償について検討し、民事訴訟法に定められた仮執行宣言を行うことができる。

③第一審判決に対する控訴、異議申立てがない場合、判決は確定し、控訴、上告は行えない。裁判所は、この法律第 11 章に定めるとおり、執行するため、判決及び事件ファイルを判決執行機関に送らなければならない。

## 第 209 条（新）被告人の釈放

公判において、第一審刑事合議体は、判決を宣告し、以下の状況においては、直ちに被告人を釈放しなければならない

1. 被告人が、無罪判決を受けたとき
2. 被告人が、拘禁を伴わない再教育命令の判決を受けたとき
3. 被告人が、執行猶予の判決を受けたとき
4. 被告人が、勾留期間と同じ期間の自由刑の宣告を受けたとき

## 第 210 条（新）判決の印刷と交付

裁判所は、被告人、同級の検察庁、捜査機関、弁護士またはその他の保護者に対し、判決宣告から 10 日以内に判決を印刷し、交付しなければならない。

②被告人不在で判決がなされた場合、告知のために、被告人の最後の住所地の村行政機関に送付しなければならない。

③被害者、民事原告、民事責任者その他事件に権利利益を有する者または、その代理人は、裁判所に判決の写しを求める権利を有する。

## 第 9 章 控訴審の訴訟手続

## 第 211 条 (新) 控訴審の判決権限を有する裁判所

控訴審において判決の権限を有する裁判所は次の通りである。

1. 県・都の人民裁判所は、地区人民裁判所が判決をした第一審の刑事事件における控訴要請又は異議申立に対し、控訴審として判決する権限を有する。
2. 地方人民裁判所・高等軍事裁判所は、県・都の人民裁判所・軍事裁判所が判決をした第一審の刑事事件における控訴要請又は異議申立に対し、控訴審として判決する権限を有する。

## 第 212 条 控訴要請の権利

被告人、弁護人又は被告人のその他の後見人は、裁判所の裁判に対し控訴要求する権利を有する。

②民事原告、民事上の責任当事者、弁護人又はその他の後見人は、民事問題に関してのみ、裁判所の裁判に対し控訴要請の権利を有する。

③裁判所の裁判に関する控訴要請は、第一審を判決した裁判所に提出しなければならない。

## 第 213 条 (改正) 検察庁の異議申立

理由が不十分又は法律に適正でない裁判所の裁判に対する検察庁の異議申立は、その裁判所と同級の検察庁及び上級検察庁の権限である。

## 第 214 条 (改正) 裁判所の判決に対する控訴要請及び異議申立

控訴審の裁判所は、控訴要請又は異議申立がある場合に限り、その訴訟事件を審議のため受理することができる。

②第一審裁判所の命令・決定に対し、控訴要請及び異議申立の権利は、通知を受けた日から 7 日以内に行なうこと。第一審裁判所の判決に対し、控訴要請又は異議申立の期限は、その判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から 20 日間である。

③裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の予約がある場合、控訴要請又は異議申立の予約日から 20 日以内に、控訴要請又は異議申立の申請を行わなければならない。

## 第 215 条 (改正) 裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の規制

裁判所の命令、決定及び・又は判決に対し、控訴要請又は異議申立がある場合、当該控訴要請又は異議申立は、第一審裁判所を通じて控訴審裁判所へ提出されなければならない。第一審裁判所は、控訴要請者に対し、控訴の期間、控訴の申請書の書き方、控訴の手数料、及びかかる者のその他権利について紹介しなければならない。第一審裁判所は、その期間が満了している場合であっても、控訴要請又は異議申立を受理しなければならない。控訴要請又は異議申立の期間が満了して 3 日以内に、第一審裁判所は、その控訴要請又は異議申立を事件ファイルとともに、控訴審裁判所へ送らなければならない。

②控訴要請又は異議申立の予約でも、本条第1項に規定した控訴要請及び異議申立と同様の実施を行わなければならない。

③第一審裁判所が控訴要請又は異議申立を受理しない、又は受理手続きを引き伸ばす場合、控訴要請者又は異議申立者は、控訴審裁判所に直接控訴要請又は異議申立を行う権利を有する。

④第一審裁判所が控訴要請又は異議申立を受理したが、控訴審裁判所に事件ファイルの送付を期限以上に引き伸ばす場合、控訴要請者又は異議申立者は、控訴審裁判所に審議のため事件ファイルを要求するよう提起する権利を有する。

⑤判決に対する控訴要請又は異議申立の場合、第一審裁判所は、他方当事者に対し、その者が抗弁又は異議申立を提起できるように、控訴要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。

⑥控訴審裁判所での審議判決が始まる前に、控訴要請者又は異議申立者は、自らの控訴要請又は異議申立について追加説明、他方当事者の控訴要請又は検察庁の長の異議申立に対する意見を提出する権利を有する。

#### **第 216 条 (改正) 控訴審裁判所の判決手続きの期限**

控訴審裁判所は、その事件ファイル受領の日から 45 日以内に、その訴訟事件を審議し判決をしなければならない。

#### **第 217 条 (改正) 控訴要請又は異議申立を追加、変更及び取り下げる権利**

控訴審裁判所での審議が行なわれる前に、訴訟事件に関係する人及び検察庁の長は、自らの控訴要請又は異議申立を追加、変更又は取り下げることを提起する権利を有する。

②控訴要請又は異議申立が取り下げがあった場合、訴訟事件に関係する人及び検察庁の長は、控訴要請又は異議申立を再度行なう権利を有しない。

③控訴要請又は異議申立の取り下げがあった場合、控訴審裁判所は、訴訟を中止しなければならない。そして第一審の判決は、控訴審裁判所が訴訟中止の決定を出した日から、確定判決になる。控訴要請又は異議申立の一部が取り下げられた場合、控訴審裁判所は取り下げられない部分だけを審議しなければならない。

#### **第 218 条 (改正) 控訴審裁判所での追加証拠の提示及び審議**

公判開始前又は公判での審理中、本法第 217 条に記載される者は、検察庁の長が公判でタレーンをする前に、新たな証拠を提示する権利を有する。

②以前に提示した証拠及び追加提示した証拠を公判で審議を行わなければならない。控訴審裁判所の判決は、以前に提示した証拠及び新証拠をも審議判決の基本としてしなければならない。

#### **第 219 条 (改正) 控訴審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制**

控訴審裁判所での訴訟事件審議は、本法第 167 条、170 条から 207 条の定めによる、第一審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制と同様に行うものである。

②裁判長が公判を開始した後、事件を担当する構成員が報告し、そして裁判長は、控訴要請者又は控訴審の検察庁の長に自らの控訴要請又は異議申立の理由について述べさせるものとする。

③新たな証拠の提示がある場合、裁判所は、控訴審検察庁の長及び公判に参加した人に通知しなければならない。その後、被告人、被害者、民事原告、弁護人、又はその他の後見人に、裁判所に対して説明させる。タイスワン、弁論及び非公開会議室での審議の規制については、第一審と同様に行う。

#### **第 220 条 (改正) 控訴審裁判所の事件審議における権限範囲**

刑事事件の審議において、控訴審裁判所は、主に公判でのタイスワンの結果又は新たに追加証拠に基づき、法的正当性及び判決の理由の面で判決を調査する。控訴審裁判所は、一部の被告人が控訴要請をしていない、又は検察庁の長が異議申立をしていなくても、控訴要請又は異議申立の問題を審議するばかりでなく、同じ訴訟事件のすべての被告人に関連する全体的な訴訟手続も調査するものとする。

②訴訟事件の審議において、控訴審裁判所は、検察庁の長の異議申立がある場合を除き、刑の軽減を判決する権利を有するが、元より刑を重くする権利を有しない。

#### **第 221 条 (新) 控訴審裁判所の判決**

控訴審裁判所は、ラオス人民民主共和国として、訴訟事件を判決する。

②控訴審裁判所の判決は、次の項目から構成される。

1. 紹介の部分
2. 事件内容の部分 (ヌア・カディー)
3. 訴訟経過の部分 (ヒウー・カディー)
4. 分析の部分
5. 判決の部分

③控訴審裁判所の判決は、別の規制に規定される。

#### **第 222 条 (改正) 控訴審裁判所の判決の種類**

控訴審裁判所の判決の種類は、以下のとおりである。

1. 全体的に第一審裁判所の判決を確認する。
2. 部分的又は全体的に第一審裁判所の判決を変更し、第一審裁判所が科した犯罪刑罰の増減を判決する。
3. 判決を破棄し、第一審裁判所の新たな合議体へその訴訟事件を送り再審議させ、前の合議体が、ある要請に対し、まだ審議していなかった場合には、その合議体へ送る。
4. 第一審裁判所の判決を破棄し、それから被告人の無罪を判決する。

- ②控訴審裁判所の判決は、訴訟事件の内容に関する最終判決である。
- ③訴訟事件の判決を行なった控訴審裁判所は、その判決の日から 10 日以内に判決を打ち完成させなければならない。
- ④控訴審裁判所の判決に対し、破棄要請又は異議申立が無い場合、その判決が確定判決になる。裁判所は、事件ファイルと共に判決文を、裁判所の判決を執行する機関に送る。
- ⑤控訴審裁判所が本条の 3 番の定めにより、判決を下した場合、被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人、及び検察庁の長は、破棄要請又は異議申立を行うことを許可されない。

### 第 223 条 判決を破棄又は変更する理由

第一審裁判所の判決を破棄又は変更する理由は、以下のとおりである。

1. 捜査又は公判でのタイムスワンが、包括的でない、充分でない、又は客観的でない。
2. 裁判所の理由づけが、その訴訟事件の事実と一致していない。
3. 与えられた刑が、その犯罪の性質、社会にとっての脅威、及びその犯罪人の人格に適切でない。
4. 刑事訴訟手続に関する規制の違反、又は刑法の不正確な適用がある。

### 第 224 条 (改正) 第一審裁判所による訴訟事件の再審議

控訴審裁判所が訴訟事件を再審議のため第一審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の審議は、一般的規制に従うものとする。

②訴訟事件の再審議において、第一審裁判所は、再捜査により被告人が別の犯罪を犯したことを立証する新たな事実が明らかになり、検察庁の長から追加起訴がある場合限り、刑を重くすることができる。

## 第 10 章

### 破棄審裁判所における訴訟手続

### 第 225 条 (新) 破棄審の判決権限を有する裁判所

破棄審において判決の権限を有する裁判所は次の通りである。

1. 地域人民裁判所は、県・都の人民裁判所が判決をした控訴審の訴訟事件に対し、破棄審として判決する権限を有する。
2. 最高裁判所は、地域人民裁判所・高等軍事裁判所が判決をした控訴審の訴訟事件に対し、破棄審として判決する権限を有する。

### 第 226 条 (改正) 判決への破棄要請又は異議申立

被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定、及び判決について、法的側面の適正を調査するために、破棄審裁判所へ破棄要請又は異議申立の権利を有する。

②破棄審裁判所は、被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人からの破棄要請がある場合、又は検察庁の長の異議申立がある場合に限り、控訴審裁判所の命令、決定及び判決を、審議のため受理するものとする。

③被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士、その他の後見人、又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決については、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。

④破棄要請又は異議申立を予約する場合、予約日から45日以内に、破棄要請又は異議申立の申請を行わなければならない。

### 第227条（改正） 破棄要請に関する規制

裁判所の命令、決定及び・又は判決に対し、破棄要請又は異議申立がある場合、破棄要請者又は異議申立者は、控訴審裁判所を通じて、破棄審裁判所へ自らの破棄要請書又は異議申立を提出しなければならない。控訴審裁判所は、破棄要請者に対し、破棄の期間、破棄の申請書の書き方、破棄の手数料、及びかかる者のその他権利について紹介しなければならない。控訴審裁判所は、その期間が満了している場合であっても、破棄要請又は異議申立を受理しなければならない。破棄要請又は異議申立の期間が満了して3日以内に、控訴審裁判所は、その破棄要請又は異議申立を事件ファイルと共に、破棄審裁判所へ送らなければならない。

②破棄要請又は異議申立の予約でも、本条第1項に規定した破棄要請及び異議申立と同様の実施を行わなければならない。

③控訴審裁判所が、裁判所の判決に対する破棄要請又は異議申立を受理しない、又は受理手続きを引き伸ばす場合、破棄要請者又は異議申立者は、破棄審裁判所に直接破棄要請又は異議申立を行う権利を有する。

④控訴審裁判所が、破棄要請又は異議申立を受理したが、破棄審裁判所に事件ファイルの送付を期限以上に引き伸ばす場合、破棄要請者又は異議申立者は、破棄審裁判所に審議のため事件ファイルを要求するよう提起する権利を有する。

⑤判決に対する破棄要請又は異議申立の場合、控訴審裁判所は、他方当事者に対し、その者が破棄要請の抗弁又は異議申立を提起できるように、破棄要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。

⑥破棄審裁判所での審議判決が始まる前に、破棄要請者又は異議申立者は、自らの破棄要請又は異議申立について書面による理由の追加説明、他方当事者の破棄要請又は検察庁の長の異議申立に対する意見を提出する権利を有する。

### 第228条（新） 破棄審裁判所の審議の期限

破棄審裁判所は、その事件ファイル受領の日から30日以内に、その訴訟事件を審議し判決をしなければならない。

## 第 229 条 (改正) 破棄要請又は異議申立の審議

破棄審裁判所は、タレーンするために検察庁の長が参加する公判において破棄要請及び異議申立を審議する。

②必要に応じて破棄審裁判所は、判決を受けた者及び訴訟事件に関係するその他の者を召喚することができる。

③公判開始後、裁判長又は担当の構成員は、訴訟事件の状況、関連する命令、決定又は判決、破棄要請又は異議申立の内容、並びにその訴訟事件に関する自らの意見を報告するものとする。その後、他の構成員、検察庁の長は、その訴訟事件の報告の担当者に質問する権利を有し、そして、訴訟事件に関係するその他の者は、公判にてその訴訟事件に関し提起及び意見を述べる権利を有する。

④検察庁の長がタレーンを行なってから、裁判長は、非公開会議室で審議判決するために公判の一時閉廷を宣言し、そして、裁判長が公判にて判決を読み上げる。

## 第 230 条 (新) 破棄審裁判所の判決

破棄審裁判所は、ラオス人民民主共和国として、訴訟事件を判決する。

②破棄審裁判所の判決は、次の項目から構成される。

1. 紹介の部分
2. 事件内容の部分 (ヌア・カディー)
3. 訴訟経過の部分 (ヒウー・カディー)
4. 分析の部分
5. 判決の部分

③破棄審裁判所の判決は、別の規制に規定される。

## 第 231 条 (改正) 破棄審裁判所の判決の種類

破棄審裁判所の判決の種類は以下のとおりである。

1. 被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長が、破棄要請又は異議申立に関連する規制を遵守しない場合、破棄要請又は異議申立を受理しない。
2. 破棄要請又は異議申立を取り消し、控訴審裁判所のすべての命令、決定又は判決を認める。
3. 控訴審裁判所の命令、決定又は判決を、控訴審裁判所へ訴訟事件を送り返さず、全体的に破棄し、被告人に無罪の判決を下す。
4. 控訴審裁判所の命令、決定又は判決を、部分的又は全体的に破棄し、控訴審裁判所の新たな合議体へ訴訟事件を送り、前の合議体が、ある要請に対し、まだ審議していなかったり、又は法律違反があった場合には、その合議体へ送る。

## 第 232 条 (改正) 控訴審裁判所の命令、決定又は判決を破棄する理由

控訴審裁判所の命令、決定又は判決を破棄する理由は、以下のいずれの場合である。

1. 与えられた刑が、その犯罪の性質、社会にとっての脅威、及びその犯罪人の人格に適切でない。
2. 刑事訴訟手続に関する規制の違反、又は刑法の不正確な適用がある。

#### **第 233 条（改正） 破棄審裁判所での訴訟事件審議における権限の範囲**

破棄要請又は異議申立の審議において、破棄審裁判所は、破棄要請又は異議申立において提示された法的側面に関連する問題のみを審議する責務を有し、訴訟事件の事実問題についてタイスワシしないものとする。

②訴訟事件で有罪判決を受けた者が多くいるが、破棄要請又は異議申立が被告人の1名又は一部のみの場合でも、裁判所は、破棄要請又は異議申立が、かかる者たちに関連していない場合であっても、同じ訴訟事件で有罪判決を受けたすべての者に関連して訴訟事件を審議するものとする。

③控訴審裁判所が、不適正で無罪の判決を行なったこと、又は有罪判決を受けた被告人に与えられた刑罰が実際の犯罪と不適切であることが判明した場合、破棄審裁判所は、判決を破棄し、その訴訟事件を再審議のため控訴審裁判所の新たな合議体へ送るものとする。

#### **第 234 条（改正） 控訴審裁判所による訴訟事件の再審議**

破棄審裁判所が、判決を破棄し、再審議のため控訴審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の再審議は、本法第 219 条に基づくものとする。

②控訴審裁判所の新たな合議体が、破棄審裁判所の判決と一致しない判決を下す場合、被告人が破棄を要請しない場合には、検察庁の長が、破棄審裁判所へ職権による異議申立を行う権利を有する。

③訴訟事件の再審議において、破棄審裁判所が、同じ判決を下し、2 回目にその訴訟事件を控訴審裁判所へ送り返す場合、控訴審裁判所の新たな合議体は、破棄審裁判所の判決を厳格に実施しなければならない。

### **第 11 章**

#### **裁判所裁判の執行**

##### **第 1 節**

#### **裁判所裁判の執行に関する一般規制**

#### **第 235 条（改正） 裁判所裁判の執行**

執行される裁判は以下のとおりである。

1. 確定した第一審裁判所の命令、決定及び判決
2. 仮執行する必要がある第一審裁判所の命令、決定及び審決
3. 確定した控訴審裁判所の命令、決定及び判決

4. 破棄審裁判所の命令、決定又は判決

②控訴要請、破棄要請又は異議申立があっても、直ちに執行しなければならない（第一審又は上訴審の）判決は、以下のとおりである。

1. 被告人の無罪判決（第一審又は上訴審）
2. 猶予の判決（第一審又は上訴審）
3. 自由刑の判決（第一審又は上訴審）で、禁錮の期間が、今まで被告人が仮勾留された期間と等しい。

### 第 236 条（新） 裁判所裁判の執行手続き

確定した裁判所の（第一審又は上訴審の）判決を受領してから 7 日以内に、第一審での審議を行った裁判長は、裁判所の（第一審又は上訴審の）判決を執行する命令を出すか、又は別の同級裁判所に対し判決執行命令を出す委託しなければならない。

②裁判所の判決執行命令は、命令を出す者の氏名、職位及び職務；裁判所の判決執行機関の名前；受刑者の氏名、誕生日及び住所；受刑者が実行しなければならない（第一審又は上訴審の）判決を記載しなければならない。

③裁判所の判決執行命令及び判決文を複写し、裁判所の判決執行機関、受刑者及び裁判所の判決執行機関と同級の検察庁へ送付しなければならない。

④受刑者が保釈されている場合、判決執行命令は、命令を受けてから 7 日以内に執行するものと明確に記載しなければならない。そして、受刑者は裁判所の判決を実行するために、拘置・矯正の警察の事務所に出頭しなければならない。

⑤保釈中の受刑者が出頭しない、又は裁判所が判決を下した後に逃亡した場合、裁判所は、受刑者の逮捕命令を出し、同級の捜査機関に実行させなければならない。

### 第 237 条（改正） 裁判所裁判の執行機関

裁判所裁判の執行機関は、以下のとおりである。

1. 県・都の警察本部の刑事施設及び公安省に属する拘置・矯正警察局は、自由刑に関する裁判所の判決を実施する。
2. 軍事裁判所の判決執行事務所は、確定した軍事裁判所の命令、決定、（第一審及び上訴審の）判決を実施する。
3. 村行政機関は、軟禁される者又は執行猶予を受けた者に対し、保護観察、改善指導に関し実施する。
4. 県・都の司法局に属する裁判所判決執行部及び郡・市の司法事務所に属する裁判所判決執行係は、損害賠償、罰金、財産の没収及び刑事事件においての自由刑にならない矯正の刑罰に関し実施する。

### 第 238 条（改正） 受刑者の釈放

受刑者が、裁判所判決に従い自由刑の服役を完了した場合、刑務官は、受刑者の釈放について、関係する地方の警察本部の長又は拘置・矯正警察局の局長に報告しなければな

らない、そして、検察庁の長にも報告するものとする。かかる者がまだ釈放されていない場合、検察庁の長が直ちに釈放命令を出さなければならない。

②期間前の受刑者の条件付き釈放は、刑法に従い実施されるものとする。

③国家の重要な日に際して国家主席から与えられる恩赦による釈放は、恩赦に関する規則に従い実施されるものとする。

④大赦による釈放は、国民議会の決議に従い実施されるものとする。

⑤上記の釈放は、民事原告が控訴要請若しくは破棄要請をする場合であっても、又は受刑者が民事上の損害賠償若しくは罰金をまだ支払っていない場合であっても、直ちに実施されるものとする。民事上の損害賠償又は罰金は、裁判所判決執行部又は執行係に執行を委ねるものとする。

### 第 239 条 (改正) 受刑者釈放の実施方法

受刑者釈放は、以下のとおり実施される。

1. 受刑者が、裁判所判決で定められたとおり刑の服役を完了した、又は期間前の釈放を受けた、又は検察庁の長の命令に基づく釈放を受けた後、刑事施設の長は、釈放予定の者に準備させ、教育を受けさせ、その者に宣誓書を書いて誓うよう求めるものとする。村の行政機関及びかかる者の家族又は親戚は、釈放時の立会に招かれ、村の行政機関は、かかる者を引き続き教育するよう任命されるものとする。
2. 釈放予定の者が合法的に保有していた重要物品の保管を担当する職員は、かかる物品を完全かつ同じ状態で返却し、受領を認めた記録を作成するものとする。その重要物品が、完全かつ同じ状態で返却されない場合、担当の職員は、本法第 141 条の定めにより責任を負うものとする。
3. 刑事施設の長は、法及び規則の定めにより釈放の記録を作成するものとする。
4. 釈放される者に、引き取れる家族若しくは親戚がいない場合、又は自分で家に帰る状態にない場合、刑事施設の長は、その状況において適切な手当及び交通費をかかるとする者に払い、並びに村の行政機関に提出するその他の文書を渡すものとする。
5. 外国籍の者で損害賠償をまだ行っていない受刑者の釈放において、かかる者が裁判所が下した判決の全額損害賠償してから、国外に出ることを許可する。

## 第 2 節

### 自由刑及びその他の刑の実施

#### 第 240 条 (新) 自由刑の実施

自由刑の判決を受けた受刑者は、矯正施設にて自由刑を実施するために、保釈中の者又は以前に勾留されてない者を含めて、身柄を連れて来られなければならない。

②拘置所又は矯正施設の長は、受刑者の家族に対して、受刑者を受け取ってから 15 日以内に受刑者の刑罰の実施場所を知らせなければならない。

③受刑者が勾留されていた場合、拘置所又は矯正施設の職員は、刑罰を実施する前に、要請により受刑者を家族と面会を許可しなければならない。

#### 第 241 条（新） 自由刑の実施の停止

自由刑を判決された受刑者は、勾留されてない時に、県・都の警察本部の本部長又は公安省に属する拘置・矯正局の局長に対して、その自由刑の実施を停止する要請の権利を有する。

②担当する職員は、要請書を受けてから 10 日以内に検討しなければならない。本法第 242 条に定めたどれかの理由に相当する場合、県・都の警察本部の本部長又は拘置・矯正局の局長は、その自由刑の実施の停止命令を出さなければならない、そして、その命令を受刑者に送り、監督のために検察庁の長に報告するものとする。

③停止期間の 10 日が終了し、そのかかる者が刑の実施のために警察官に出頭しない、かつ十分な理由もない場合、警察官は直ちにそのかかる者を刑の実施のために連行しなければならない。

#### 第 242 条（新） 自由刑実施の停止理由

自由刑の実施の停止理由は、以下のとおりである。

1. 重傷な受刑者、医師による証明があり、治療の完治後刑の実施を行うとする。
2. 妊婦又は 1 才以下の子供を持つ母親、子供が 1 才以上なるまで（停止）
3. 3 年以下の自由刑、かつ家族の主の労働力である受刑者、刑を実施すれば、家族に重大な影響を及ぼす場合、かかる者は 1 年の停止を要請する権利を有する。
4. 社会にとっての脅威及び国家の安定に関わる犯罪を除き、公的な職務の必要があり、かかる者の所属機関が証明した場合、かかる者は 1 年の停止を要請する権利を有する。

②以上の場合により、自由刑の実施を停止する期間は、刑の実施期間に含まれない。

#### 第 243 条（新） 刑罰実施の停止された受刑者の監督

自由刑実施の停止を受けた受刑者は、かかる者が住んでいる地方行政機関又は働いている組織に監督を委任する。かかる者は、監督する機関から許可を受けずに、別の場所に移転することはできない。

②刑実施の停止期間、受刑者が重大な犯罪を犯した、又は逃亡しようとする信頼できる情報があった場合、その刑実施の停止命令を出した県・都の警察本部長又は拘置・矯正局の局長は、その命令を取消し、そして刑実施のためにそのかかる者の連行命令を出さなければならない。また、監督のためにその連行命令を検察庁の長へ送るものとする。

#### 第 244 条（新） 執行猶予、自由刑でない矯正刑の実施

執行猶予付判決を受けた受刑者は、地方行政機関、かかる者が所属する組織又は働いている所に監督及び教育を委任する。

②自由刑でない矯正刑に関する判決の執行は、収入がある者に対してのみ実施するものとする。

③裁判所判決の執行官は、組織又はそのかかる者が働いている所に、国家収入として納めるために月給又は労働の報酬から差し引くよう、裁判所の判決を通知しなければならない。

#### **第 245 条（新） 軟禁刑の実施**

軟禁刑の判決を受けた受刑者は、地方行政機関、かかる者が所属する組織又は働いている所に軟禁刑の実施を委任する。

②軟禁刑の受刑者は、裁判所の判決に定めた特定の場所から外出すること又は特定の場所に進入することが禁止される。

#### **第 246 条（新） 罰金刑及び損害賠償の実施**

罰金刑及び損害賠償に関する刑事判決の実施は、裁判所判決執行法の規定に基づき、裁判所判決執行部又は係が、実施するものとする。

#### **第 247 条（新） 財産没収、物品没収の刑罰の執行**

財産没収及び物品没収に関する刑事判決の執行は、判決を言渡された者が刑の実施中、恩赦された、又は刑の実施が終了した場合でも、裁判所判決執行部又は係が、裁判所判決の記載の通り、実施するものとする。

### **第 3 節 受刑者の移送**

#### **第 248 条（新） 受刑者の移送**

受刑者の移送は、裁判所判決の刑の実施を継続するために、ある刑事施設から別の刑事施設へ受刑者を移送することである。

②受刑者の移送条件は、別の特定規制に規定される。

#### **第 249 条（新） 受刑者移送の願書提出**

受刑者移送の要請書は、県・都の警察本部又は拘置・矯正警察局に提出し、公安省大臣が検討し決定するものとする。そして、監督のために最高人民検察庁に報告する。

#### **第 250 条（新） 受刑者移送の要請検討**

県・都の警察本部又は拘置・矯正警察局は、受刑者移送の要請書を 20 日以内に検討し、公安省に提起する。公安省は、提起されてから 15 日以内に検討しなければならない。

②公安省が受刑者移送を決定した後、受刑者がいる県・都の警察本部又は拘置・矯正警察局は、履歴、健康状態、刑の実施及びその他の問題を收拾し、かかる者に他人の物又

は共同の物を返還させるものとする。かかる者が所有している個人の物を一緒に持って行けるが、受刑者を受け取り、刑実施を継続させる県・都の警察本部又は拘置・矯正警察局に通知しなければならない。

- ③受刑者移送は、安全かつ目的地へ到着することを保障しなければならない。
- ④受刑者移送が終了すると、監督のために検察庁に報告しなければならない。
- ⑤軍の刑事施設での受刑者移送は、国防省が決定する。

#### 第 251 条（新） 受刑者移送の経費

受刑者移送の経費については、下記の通り行わなければならない。

- 1. 要請による受刑者移送は、要請者の負担になる。
- 2. 職権による受刑者移送は、移送を決定した政府の機関の負担になる。

### 第 4 節

#### 条件付期間前の釈放

#### 第 252 条（新） 期間前の釈放

期間前の釈放は、今まで一部の刑を実施したが、かかる者が進歩し、自己鍛錬し、刑事施設の規則及び労働作業を厳守し、今まで自らの不適正な行為に関し反省の気持ちを抱き、見解や考え方の更新が見られた受刑者の釈放することである。

#### 第 253 条（新） 条件付期間前の釈放

条件付期間前の釈放を受ける受刑者は、本法第 252 条に定めた受刑者であり、以下のとおり、今までで刑を実施したことがある。

- 1. 半分、犯行時に 18 才以下の犯罪人の場合
- 2. 三分の二、18 才以上の犯罪人
- 3. 15 年、終身自由刑の犯罪人

②常習犯の犯罪人及び死刑から変更した自由刑の受刑者は、期間前の釈放を許されない。

#### 第 254 条（新） 条件付期間前の釈放に関する検討規則

条件付期間前の釈放の検討は、受刑者の要請又は県・都の警察本部長又は拘置・矯正警察局長の提起に基づくものとする。

②受刑者の要請書又は県・都の警察本部長又は拘置・矯正警察局長の提案書は、かかる者が刑の実施を行っている県・都の裁判所にタレーンをするために、県・都の検察庁へ送らなければならない。

③検察庁の長は、要請書又は県・都の警察本部長又は拘置・矯正警察局長の提案書を受理してから 15 日以内に検討しタレーン文を出さなければならない。そして、検察庁の長は、裁判所に提起し、検察庁の長のタレーン文を受理された日から 10 日以内に審議し判決をしなければならない。

④県・都の人民裁判所又は軍事裁判所は、条件付期間前釈放を審議するものとし、釈放される者の実施すべき条件を設ける。期間前釈放された者が、5年以内に条件のとおり適正に実施でき、新たな犯罪も起こさないとすれば、残りの刑もなくなる。規定した条件のとおり実施できない場合、期間前釈放された者は、残りの刑を実施するものとし、条件の期間内に新たな犯罪を犯した場合、新たな刑と残りの刑と一緒に実施しなければならない。

## 第5節 死刑の実施

### 第255条（改正） 死刑執行の規則

死刑判決が確定した後、当該裁判所は、直ちにその判決を事件ファイルと共に最高人民裁判所長官及び最高人民検察庁長官へ送らなければならない。

②判決と事件ファイルを受け取ってから60日以内に、最高人民裁判所長官が最高人民検察庁長官と一緒に、死刑判決の適正に関し、事件の事実及び法的側面に基づき、事件ファイルを調査しなければならない。適正であると見られた場合、最高人民裁判所は、その死刑判決の適正を確認する決定を出すものとする。不適正であると見られた場合、最高人民検察庁は、再審の規制に基づきその死刑判決に対し異議申立を行うものとする。

③死刑判決は、最高人民裁判所長官の決定があり、又は最高人民検察庁長官の異議申立が無い場合、かつ国家主席からの恩赦が無いときに、執行できるものとする。

④死刑判決の受刑者は、死刑判決を確認する最高人民裁判所長官の決定について通知された日から30日以内に、国家主席に恩赦を要請する権利を有する。

⑤死刑の執行は、恩赦を与えない旨の国家主席の決定が出される日から、又は恩赦要請がない場合、最高人民裁判所が決定を発する日から、1年後に行われる。

### 第256条（新） 死刑判決の実施

本法第255条に定めた1年後に、第一審を審議した裁判所は、死刑判決の実施命令を出さなければならない。

②裁判所判決執行委員会に関し、特定の規則がある。

③裁判所判決執行委員会は、裁判所判決における死刑判決の受刑者本人かどうか確信するために、受刑者の履歴、身分証明書又は戸籍謄本を確認しなければならない。

④受刑者が女性である場合、第一審を審議した裁判所は、死刑判決の実施命令を出す前に、刑法に定めた死刑判決を実施しない理由及び条件、例えば、妊婦である、又は1歳未満の子供がいることに当たるかどうか確認しなければならない。死刑を実施しない要素があった場合、裁判所は死刑実施を延期する命令を出さなければならない。

⑤死刑を実施する前に、裁判所判決執行委員会は、最高人民裁判所の死刑判決実施命令、決定、及び恩赦要請があった場合の恩赦を与えない国家主席の決定に関し朗読するか、又は当該の者に読ませなければならない。

- ⑥死刑の実施は、刑法に定めた実施方法で行なうものとする。
- ⑦死刑の実施は、議事録を作り、本条の第4項の書類についてかかる者に対して読み上げた又は本人が自ら読んだことを記載しなければならない。また、議事録には、死刑判決を受けた本人が、夫又は妻又は家族に残す最後の言葉、手紙及び物品について記載しなければならない。
- ⑧特別な場合には、裁判所判決執行委員会は、判決の実施を延期し、最高人民裁判所長官への報告ができるように、第一審を審議した裁判所長官へ報告しなければならない。

## 第6節

### 裁判所判決の実施に関する検察庁の監督

#### 第257条(新) 刑罰実施場所の監督における検察庁の権限及び任務

自己の統括する範囲内の刑事施設での法の実施における監督役割として、検察庁の権限及び任務は、以下のとおりである。

1. 受刑者の移送、外での治療及び釈放が、法に基づき適切に実施されているかどうかを調べ、不適正である場合は、問題解決するための処置を出す。
2. 法律に定めた定期的に、又は臨時に刑事施設及び裁判所の罰則執行施設の調査を行う。
3. 釈放、矯正、及び裁判所のその他の処置に関する書類を調査する。
4. 矯正された者、及び裁判所のその他の処置を執行されている者の管理について調査するとともに、当該者に質問する。
5. 矯正された者、及び裁判所のその他の処置を執行されている者に対する担当職員の行為を調査する。職員の行為が法律違反であると認識された場合は注意を与えなければならない。また、かかる行為が刑法に違反した場合は法律に則って、訴訟しなければならない。
6. 不法に矯正された者、及び裁判所のその他の処置を執行されている者の即時釈放を命じる。
7. 恩赦の条件を満たしている罪人について、検討、審査、選出、分類、名簿の作成を行い、国家主席令による恩赦の執行を検討する。
8. 刑事施設に収容されている被矯正者又は受刑者、及び治療を受けることが許可された者、移転が許可された者の名簿を検討する。
9. 刑事施設の担当委員会の命令及び規則を検討し、合法性を確保する。非合法である場合はその担当委員会に法律違反の原因の説明を要求する。法律に則り、刑事施設の担当委員会は拘置・矯正に関して、規則の遵守に関する人民検察庁長官の命令に従わなければならない。
10. 法律に則り、その他の権限及び任務を遂行する。

#### 第258条(新) 裁判所判決の実施における検察庁の権限及び任務

自己の統括する範囲内の裁判所判決の実施における監督役割として、検察庁の権限及び任務は、以下のとおりである。

1. 裁判所の判決執行官に対して：
    - － 裁判所裁判の執行状況の報告を要求する。
    - － まだ執行されていない確定した裁判所裁判の執行を要求する。
  2. 法律の執行、民事の債務履行、裁判手数料、税金及び罰金の徴収及び予算への納入、財産及び所有物の国家への没収、刑罰の執行などの裁判所の判決が正当に執行されるよう、監督する。
  3. 裁判所裁判に適切ではない執行の変更、取り消し又は中止を要求する。
- ②検察庁のすべての要求について、裁判所判決の執行官は要求された日から 30 日間以内に実行しなければならない。

## 第 12 章 訴訟事件の再審

### 第 259 条 (改正) 再審された訴訟事件の受理

裁判所の確定判決は、再審することができる。

- ②最高人民裁判所のみが、再審として訴訟事件を審議する権限を有する。
- ③最高人民裁判所は、新たな情報又は証拠に基づき最高人民検察庁長官から要請がある場合に限り、再審として刑事訴訟事件のを受理し審議するものとする。
- ④訴訟事件の再審は、訴訟当事者の要請がある場合、又は最高人民検察庁長官の職権による場合に行なわれるものとする。最高人民検察庁長官の職権による再審は、法の適正のため行なわれる。

### 第 260 条 (改正) 訴訟事件再審の理由

訴訟事件の再審の理由は、新たな情報又は証拠が発見される場合で以下のとおりである。

1. 証人が虚偽の証言をした、専門家が虚偽の意見を与えた、通訳人が誤った、又は提示された証拠が虚偽であって、これらが誤った判決につながった。
2. 裁判官、検察庁の長、検察官、又は捜査機関の長、捜査官が、中立しない又は不適正に事件のまとめたことが、誤った判決につながった。
3. 判決を受けた者の無罪を示す他の事実があり、これは裁判所が（第一審又は上訴審の）判決を下した時に知られていなかった。
4. 刑事訴訟手続きの規則が違反され、又は法の適用が不適正であった。

### 第 261 条 (改正) 訴訟事件再審の期限

新たな情報又は証拠が見つかった場合、判決を受けた者の刑事上の責任を重くする目的での訴訟事件の再審は、確定判決の日から 1 年以内に限り行なわれるものとする。判決

を受けた者の刑事上の責任を軽くする又は放免するための訴訟事件の再審は、制限なくいつでも行なうことができる。

②判決を受けた者の死亡は、その者に対する起訴事実に関する真実を調べることを目的とする訴訟事件の再審で、障害とならないものとする。

#### **第 262 条 (改正) 再審要請願書の提出及び検討**

決定、判決が確定した訴訟事件について、新たな事情又は証拠を発見した個人又は組織は、最高人民検察庁に自らの願書を提出しなければならない。

②再審要請の検討において、本法第 260 条の第 1 項、2 項及び 3 項に定める原因が存在する場合、最高人民検察庁長官は、第一審の検察庁の長に、新たな事情又は証拠の当該発見について捜査開始命令を出すように、再審要請の願書を送るものとする。本法第 260 条の第 4 項に定める原因が存在する場合、最高人民検察庁長官は、要請又は職権により再審要請の決定を出さなければならない。

③最高人民検察庁長官が、その訴訟事件の再審が不当であると考える場合、再審しない決定を出し、該当の個人及び組織へ通知するものとする。

#### **第 263 条 (改正) 検察庁の長における再審**

新たな事情又は証拠の発見から生じる捜査が終了した後、訴訟事件を再審する十分な理由があるとみなされる場合、第一審の検察庁の長は、最高人民検察庁長官が最高人民裁判所に対し再審要請するために、事件ファイル、及び捜査に関するその他の書類、並びに自らの供述を送付するものとする。訴訟事件を再審するための十分な理由がない場合、検察庁の長は、最高人民検察庁長官が再審しない決定のために、報告しなければならない。

#### **第 264 条 (改正) 再審における最高人民裁判所の権限**

訴訟事件の再審において、最高人民裁判所は以下の権限を有する。

1. 最高人民検察庁長官の再審要請を破棄する
2. 判決を取消し、それから無罪放免の判決を下す
3. 判決を取消し、第一審裁判所の新たな合議体へ事件ファイルを送り、審議させる。

②新たな合議体による審議は、第一審裁判所での訴訟手続きに関連する一般規則を遵守するものとする。

### **第 13 章 治療処置**

#### **第 265 条 (新) 治療処置**

治療処置は、勾留中の者、被疑者、被告及び受刑者に対する人道的な政策の実施であり、精神喪失・精神耗弱、病気、伝染病などの病にかかった場合、規則により、外の治療所にて治療を受けさせるものとする。

## 第 266 条 (改正) 治療処置の適用

捜査期間中又は裁判所での訴訟手続きの期間中、検察庁の長又は裁判所長官は、医師の証明による精神喪失・精神耗弱、重病、伝染病、アルコール若しくは薬物中毒にかかっている勾留中の者に対し、公立の病院又は特定な治療所へ送るという治療処置を適用する権利を有する。完治の後、告訴時効期間が満了していない又は刑の実施期限が満了していない場合、訴訟又は刑の実施を継続させる。刑罰を実施している場合、県・都警察本部の本部長又は拘置・矯正局の局長は、受刑者に対し治療処置を適用する権利を有するが、監督のために 24 時間以内に検察庁の長に報告しなければならない。

②治療の期間は、刑の実施期間に含まれるものとする。

## 第 267 条 (新) 治療処置の種類

治療処置の種類は、以下のとおりである。

1. 緊急の場合における治療
2. 被治療者の保護・監督

## 第 268 条 (改正) 緊急の場合における治療

刑事施設にいる勾留中の者、被疑者、被告人、及び受刑者が急病になり、刑事施設の医師がかかる者を治療できない場合、刑事施設の長は、かかる者を治療のため公立の病院へ送り、郡・市の警察本部の長、又は県・都の警察本部長、又は拘置・矯正局の局長、検察庁の長又は裁判所長官へ、24 時間以内に通知しなければならない。

## 第 269 条 被治療者の保護・監督

刑事施設にいる勾留中の者、被疑者、被告人、及び受刑者は、公立の病院又は特定な治療所に限定して、治療のために搬送されるものとする。

②被治療者の保護及び監督は警察官の責任である。警察官が、治療中の勾留中の者、被疑者、被告人及び受刑者を逃亡させた場合、法律の定めにより刑事責任を取るものとする。

## 第 14 章

### 刑事訴訟手続における国際協力

## 第 270 条 刑事訴訟手続における国際協力の原則

ラオス人民民主共和国において刑事訴訟手続を実施する管轄機関と外国の管轄機関との間の、刑事訴訟手続における国際協力は、国家の独立及び領土主権、内政の不干渉、平等及び互惠の原則を遵守するものとし、並びにラオス人民民主共和国憲法、及び国際法の基本原則と一致するものとする。

## 第 271 条 刑事訴訟手続における国際協力

刑事訴訟手続における国際協力は、ラオス人民民主共和国が外国と署名契約した合意事項又はラオス人民民主共和国が加盟した国際条約に従い、ラオス人民民主共和国の法に基づき実施されるものとする。

②ラオス人民民主共和国が刑事訴訟手続に関連する国際条約にまだ署名していない又はまだ加盟していない場合、相互協力の原則に基づき行なわれるが、ラオス人民民主共和国の憲法・法律と矛盾しないものとする。

## 第 272 条 (改正) 司法共助の実施

司法共助の提供において、ラオス人民民主共和国において刑事訴訟手続を行なう管轄機関は、ラオス人民民主共和国が加盟した国際条約を遵守するものとし、本法を遵守するものとする。

②司法共助の提供は、犯罪人の引渡し、被疑者若しくは被告人の資産の差押え若しくはは保全、犯罪に関する情報提供、事件に係る情報及び物品の提供、判決の執行、又は国境を越えた犯罪などとの闘いにおける協力という目的を有する可能性がある。

## 第 273 条 司法共助提供の拒否

ラオス人民民主共和国において刑事訴訟手続を行なう管轄機関は、以下の場合、司法共助の提供を拒否することができる。

1. 司法共助の要請が、ラオス人民民主共和国が加盟した国際条約、又はラオス人民民主共和国の法と適合しない。
2. 司法共助の提供が、国家の主権、安全、若しくは安定、又はラオス人民民主共和国の重要な利益に影響を及ぼすことになる。

## 第 15 章 最終規定

## 第 274 条 執行

ラオス人民民主共和国政府、最高人民裁判所、最高人民検察庁及びその他の関係機関は本法律を執行するものとする。

## 第 275 条 発効

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が本法を公布する政令を発する日から、その効力が生じるものとする。

②本法は、2004 年 05 月 15 日付、刑事訴訟法 No. 01/SPA に取って代わる。

国民議会議長

⑤ 本ラオス刑事訴訟法 (2012 年改正) の日本語訳 (注釈を含む) は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がラオスの当該法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のラオス語原文を参照してください。